

第5次障害者計画及び 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画



令和3年3月
鶴 田 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の背景	3
2 障がい者制度の動向	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画策定体制	7
第2章 障がい者を取り巻く状況	11
1 人口構造	11
2 各種障がい者手帳の所持状況	12
3 身体障がい者の状況	13
4 知的障がい者の状況	15
5 精神障がい者の状況	17
6 難病患者数の状況	19
7 障がい支援区分の認定者数の推移	20
8 アンケートでみる鶴田町の状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	45
第4章 施策の展開	49
1 相談支援体制等の充実	49
2 福祉サービス提供基盤の充実	54
3 保健・医療の充実	57
4 ライフステージにあった支援体制の充実	62
5 生きがい・交流支援の充実	67
6 理解と啓発活動の充実	70
7 安全・安心な生活の確保	73
第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画	79
1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標	79
2 障がい福祉サービス等の推進	82
3 障がい児支援の推進	90
4 地域生活支援事業の推進	94

第6章 計画の推進に向けて.....	101
1 計画の推進体制	101
2 人材の確保・質の向上.....	101
3 計画の進行管理	102
資 料 編	105
1 鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会設置要綱	105
2 鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会委員名簿	107

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

鶴田町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成27年3月に「第4次障害者計画」を策定し、住民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるまちづくりを行うとともに、障がいのある全ての人の自立と社会参加の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障がい福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、平成30年3月に「鶴田町第5期障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを新たに制定し、また、「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、法令面の整備により障がい者施策を充実させてきました。

障害者総合支援法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障がい者の重度化・高齢化、及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、増加が続いている医療的ケア児や発達障がい児への支援の充実、難病患者など様々な障がい者への対応の強化が求められています。

このような国の障がい者施策の動向や、鶴田町の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて新たな「第5次障害者計画」を策定するとともに、「鶴田町第5期障害福祉計画」で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取り組みや課題を整理・検証し、国の基本指針や近年行われた障がい者制度改革を踏まえた「鶴田町第5次障害者計画及び第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

2 障がい者制度の動向

国は、平成 28 年 6 月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。子ども・高齢者・障がい者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指しています。

これを受けて、厚生労働省は、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成 29 年 6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）・児童福祉法などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

■障害者虐待防止法の施行（平成23年6月制定、平成24年10月施行）

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課された。また、市町村の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」が設置された。

■障害者差別解消法の施行（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を提供する義務が定められた。

■障害者の雇用の促進に関する法律（略称「障害者雇用促進法」）の改正

① 平成25年6月公布、平成28年4月（一部平成30年4月）施行

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が求められるとともに、平成30年度から、障がい者法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定された。

② 令和元年6月公布、令和2年4月施行

障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定された。

■成年後見制度利用促進法の施行(平成28年4月制定、同年5月施行)

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人となる人材の確保、関係機関等による体制の充実強化などが規定された。

■発達障害者支援法の改正(平成28年6月制定、施行)

発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、切れ目のない支援や相談体制の整備(保健、医療、福祉、教育、労働等に関する関係機関及び民間団体相互の連携の必要性)などが規定された。

■障害者総合支援法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月施行)

障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

■児童福祉法の改正(平成28年6月制定、平成30年4月(一部平成28年6月)施行)

障がい児支援のニーズの多様化(重度の障がい児・医療的ケア児など)にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが規定された。

**■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(略称「障害者文化芸術推進法」)の施行
(平成30年6月制定、施行)**

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

**■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(略称「バリアフリー法」)の改正
(平成30年5月制定、同年11月(一部平成31年4月)施行)**

高齢者、障がい者、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現することを目標として、バリアフリー化の取組みの実施にあたり、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に留意すべき旨を明記した。

**■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(略称「読書バリアフリー法」)の施行
(令和元年6月制定、施行)**

視覚障がい者等(視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す。

3 計画の位置づけ

(1)障害者計画

障害者計画とは、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画として策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

障害者基本法 第 11 条の 3

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2)障害福祉計画

障害福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、鶴田町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障害者計画が障がいのある人のための施策に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を示す実施計画となります。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3)障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関して定める計画です。

市町村障害児福祉計画は、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(4)他計画との関係

本計画は、まちづくりの指針である「第5次鶴田町総合計画～わ-和・輪・私-の町 ふるさとみらい計画～」や他の個別計画の整合性を図りながら策定しています。

4 計画の期間

第5次障害者計画は令和3年度から令和8年度までの6年間、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間と定めます。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次障害者計画			第5次障害者計画					
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

5 計画策定体制

(1)行政内部における検討

鶴田町町民生活課が主体となり、計画の素案を作成しました。なお、福祉政策を総合的・効果的に推進するため、県及び近隣市町村の動向を把握しながら、施策の検討を行いました。

(2)計画策定委員会等の開催

本計画は、地域の実情を十分に反映させるため、障がい者関係団体の代表や各種関係団体の代表等をもって構成する「鶴田町地域福祉計画及び障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

(3)アンケート調査の実施

障害者総合支援法においては、市町村が計画を策定するにあたり、障がい者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を策定することとされています。

このことを踏まえて、本計画を策定するにあたっては、「障がい者その他の関係者等」の意見を聴くために、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しています。

第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

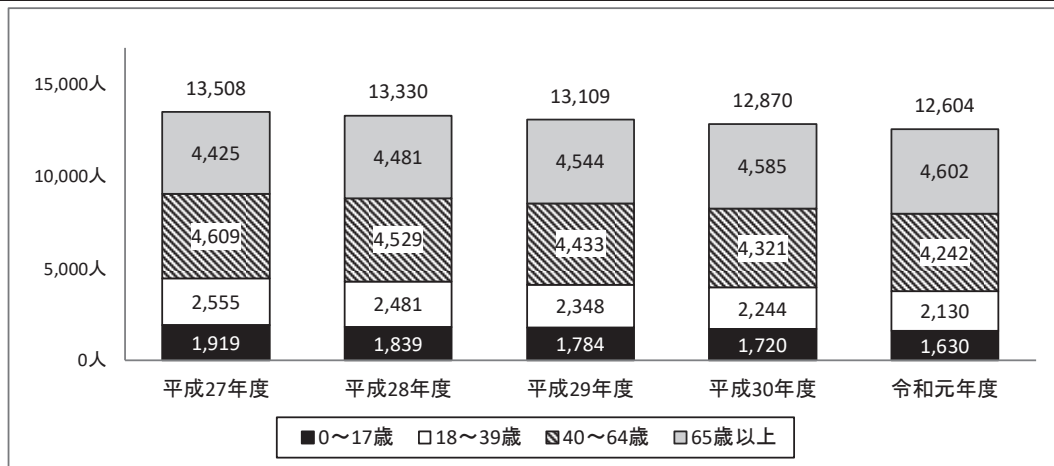
1 人口構造

鶴田町の総人口は、平成27年の13,508人から令和2年の12,604人と減少傾向にあります。年齢区分別人口でみると、0～17歳、18～39歳、40～64歳は減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で推移しています。

年齢区分別人口の推移

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	1,919	1,839	1,784	1,720	1,630
18～39歳	2,555	2,481	2,348	2,244	2,130
40～64歳	4,609	4,529	4,433	4,321	4,242
65歳以上	4,425	4,481	4,544	4,585	4,602
総人口	13,508	13,330	13,109	12,870	12,604



各年度末現在

2 各種障がい者手帳の所持状況

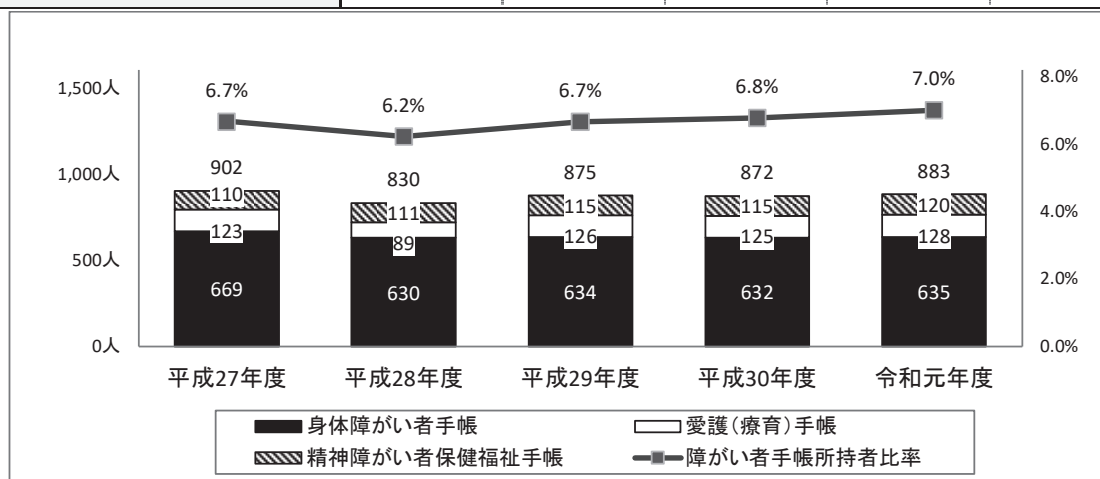
障がい者手帳所持者は、平成 27 年度の 902 人から令和元年度の 881 人と年度ごとの増減はあるものの減少しています。

また、総人口に対する障がい者手帳所持者の比率は、平成 29 年度以降増加傾向で推移しています。

各種障がい者手帳の所持状況の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障がい者手帳	669	630	634	632	635
愛護(療育)手帳	123	89	126	125	128
精神障がい者保健福祉手帳	110	111	115	115	120
障がい者手帳所持者数	902	830	875	872	883
障がい者手帳所持者比率	6.7%	6.2%	6.7%	6.8%	7.0%



各年度末現在

3 身体障がい者の状況

(1) 等級別身体障がい者手帳の所持者数

身体障がい者手帳所持者は、平成 27 年度の 669 人から平成 28 年度の 630 人と減少していますが、その後令和元年度の 635 人まではほぼ横ばいで推移しています。

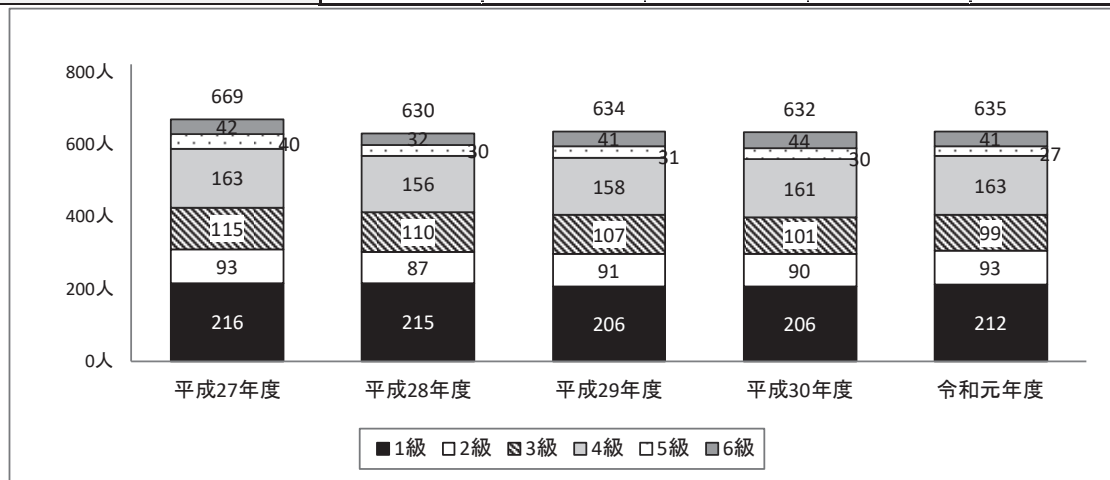
等級別身体障がい者手帳所持者数をみると、令和元年度では「1級」が 212 人で最も多く、次いで「4級」の 163 人となっています。

(等級は、重い順に1級から6級までとなっています。)

等級別身体障がい者手帳の所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	216	215	206	206	212
2 級	93	87	91	90	93
3 級	115	110	107	101	99
4 級	163	156	158	161	163
5 級	40	30	31	30	27
6 級	42	32	41	44	41
合 計	669	630	634	632	635



各年度末現在

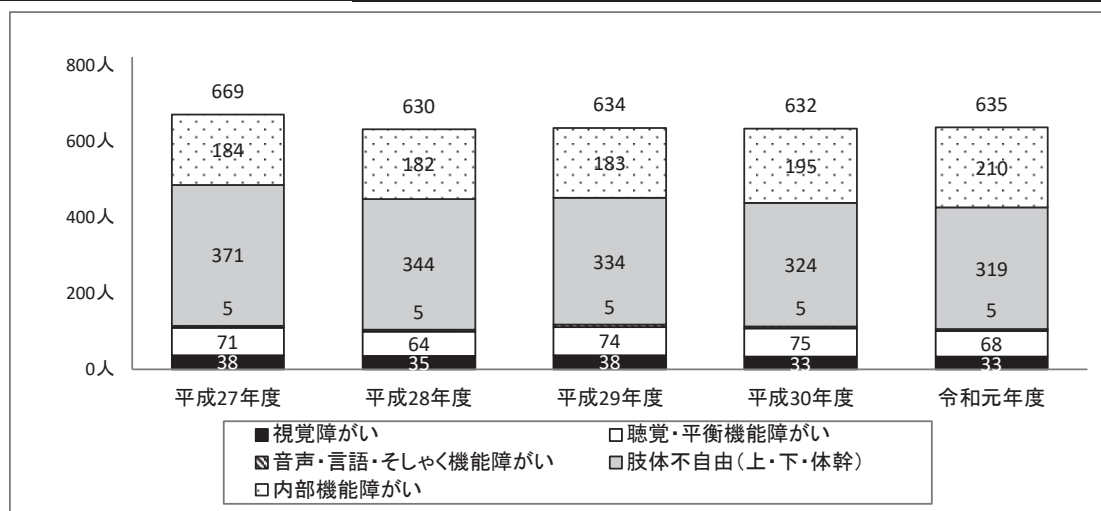
(2)障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数

障がい部位別身体障がい者手帳所持者数をみると、令和元年度では「肢体不自由(上・下・体幹)」が319人で最も多く、次いで「内部機能障がい」の210人となっています。

障がい部位別身体障がい者手帳の所持者数の推移

単位:人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	38	35	38	33	33
聴覚障がい・平衡機能障がい	71	64	74	75	68
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	5	5	5	5
肢体不自由(上・下・体幹)	371	344	334	324	319
内部機能障がい	184	182	183	195	210
合 計	669	630	634	632	635



各年度末現在

4 知的障がい者の状況

(1) 年代別療育(愛護)手帳の所持者数

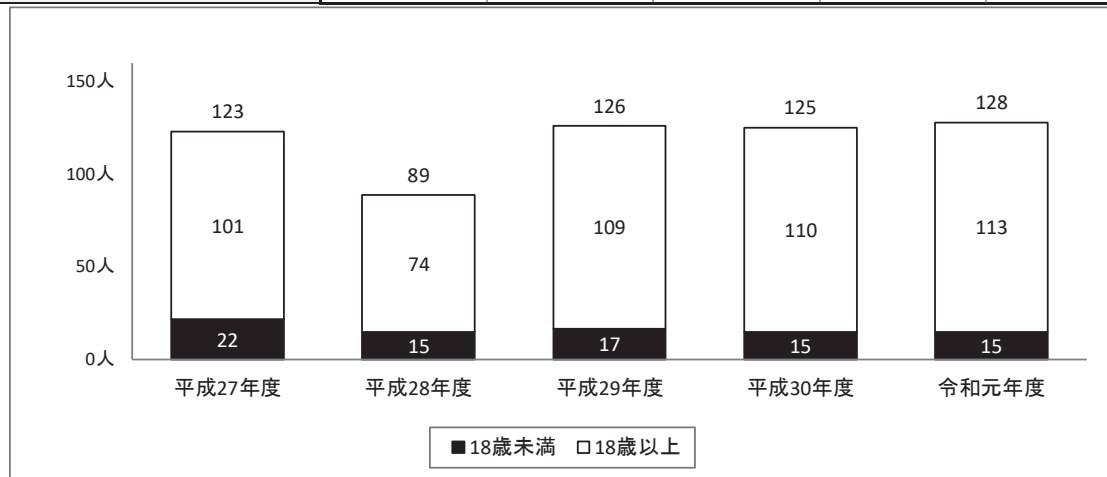
療育(愛護)障がい者手帳所持者は、平成28年度の89人を除き、他の年度は概ね125人前後で推移しています。

年代別の所持者では、令和元年度では「18歳未満」が15人、「18歳以上」113人となっています。

年代別療育(愛護)手帳の所持者数の推移

単位:人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	22	15	17	15	15
18歳以上	101	74	109	110	113
合 計	123	89	126	125	128



各年度末現在

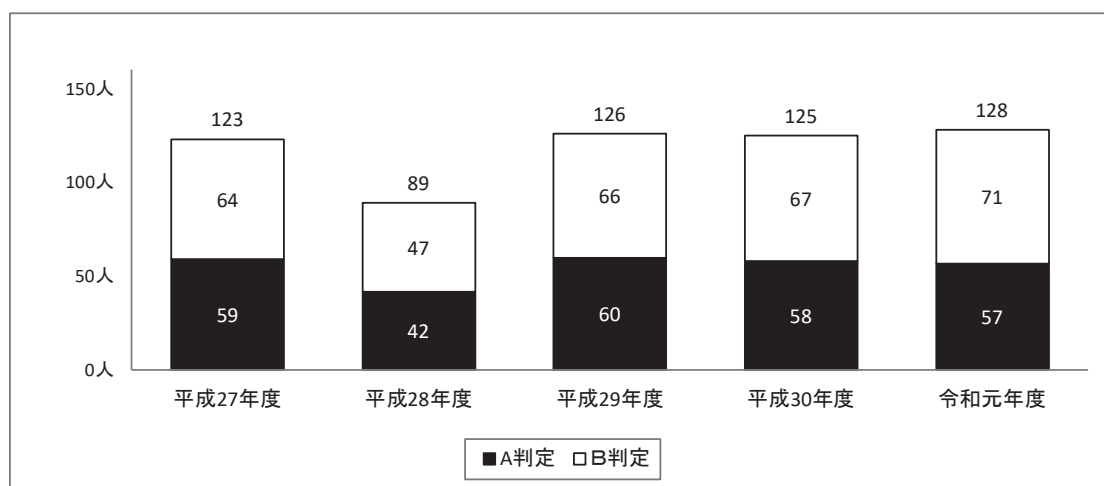
(2)障がい程度別療育(愛護)手帳の所持者数

障がい程度別療育(愛護)手帳所持者数をみると、すべての年度において「B判定」が多くなっており、令和元年度では「A判定」が57人、「B判定」が71人となっています。(等級は、A判定の方がB判定より重い状態を示します。)

障がい程度別療育(愛護)手帳の所持者数の推移

単位:人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 判定	59	42	60	58	57
B判定	64	47	66	67	71
合 計	123	89	126	125	128



各年度末現在

5 精神障がい者の状況

(1) 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成 27 年度の 110 人から令和元年度の 120 人まで増加傾向で推移しています。

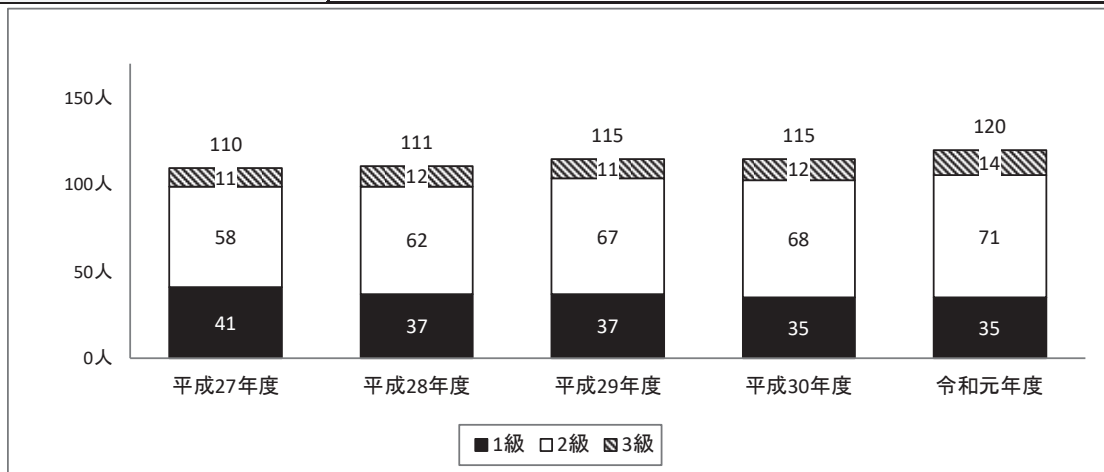
精神障がい者保健福祉手帳の等級は、すべての年度において「2 級」が多くなっており、令和元年度では「1 級」が 35 人、「2 級」が 71 人、「3 級」が 14 人となっています。

(等級は、重い順に「1 級」「2 級」「3 級」の順となっています。)

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	41	37	37	35	35
2 級	58	62	67	68	71
3 級	11	12	11	12	14
合 計	110	111	115	115	120



各年度末現在

(2) 自立支援医療(精神通院)受給者数

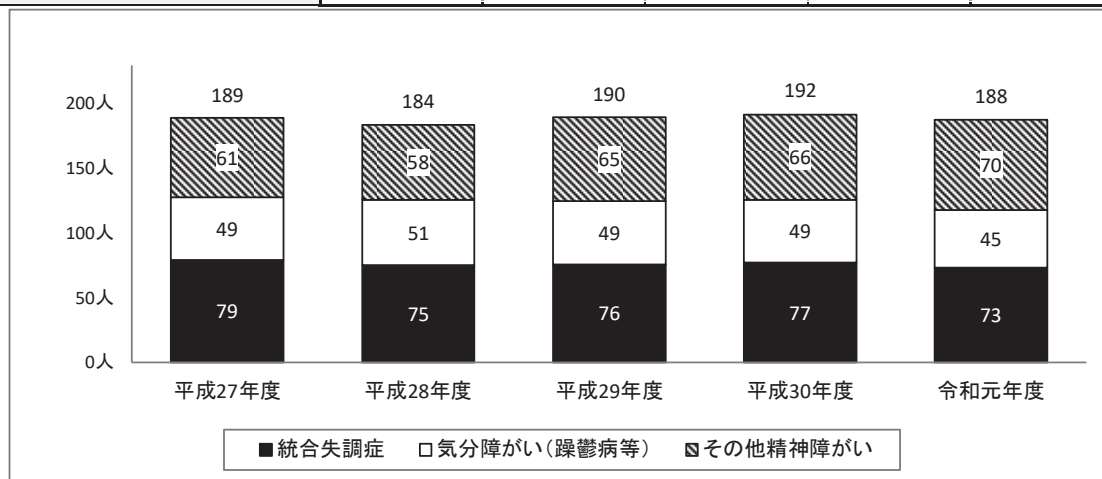
自立支援医療(精神通院)受給者数は、平成 27 年度の 189 人から令和元年度の 188 人と年度ごとの増減はあるもののほぼ増加傾向で推移しています。

内訳としては、すべての年度において「統合失調症」が多くなっており、令和元年度では「統合失調症」が 73 人、「気分障がい(躁鬱病等)」が 45 人、「その他精神障がい」が 70 人となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

単位:人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
統合失調症	79	75	76	77	73
気分障がい(躁鬱病等)	49	51	49	49	45
その他精神障がい	61	58	65	66	70
合 計	189	184	190	192	188



各年度末現在

6 難病患者数の状況

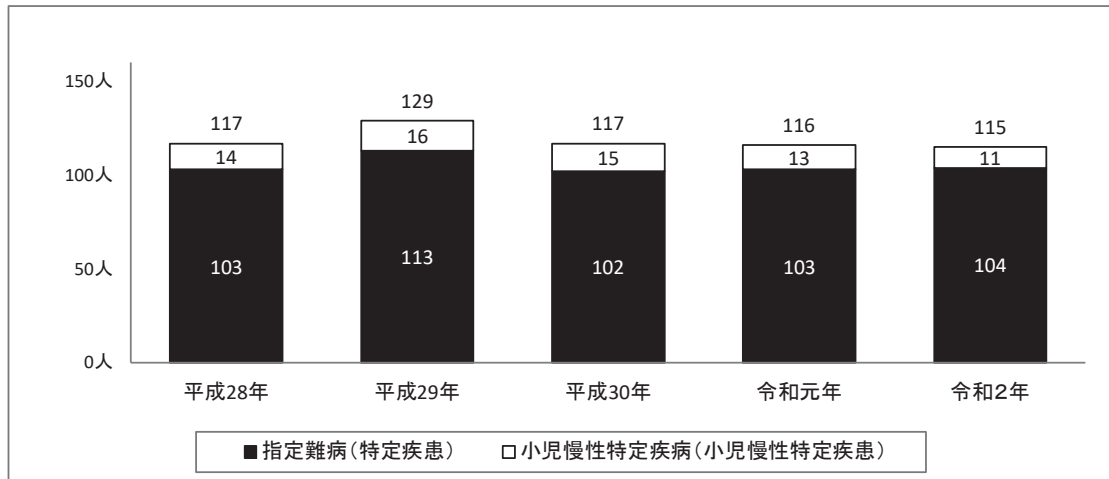
原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」(特定疾患)とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和2年における指定難病(特定疾患)と小児慢性特定疾病(小児慢性特定疾患)は、115 人となっています。

難病患者数の推移

単位:人

区 分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
指定難病 (特定疾患)	103	113	102	103	104
小児慢性特定疾病 (小児慢性特定疾患)	14	16	15	13	11
合 計	117	129	117	116	115



資料: 西北地域県民局地域健康福祉部事業概要(各年4月1日現在)

7 障がい支援区分の認定者数の推移

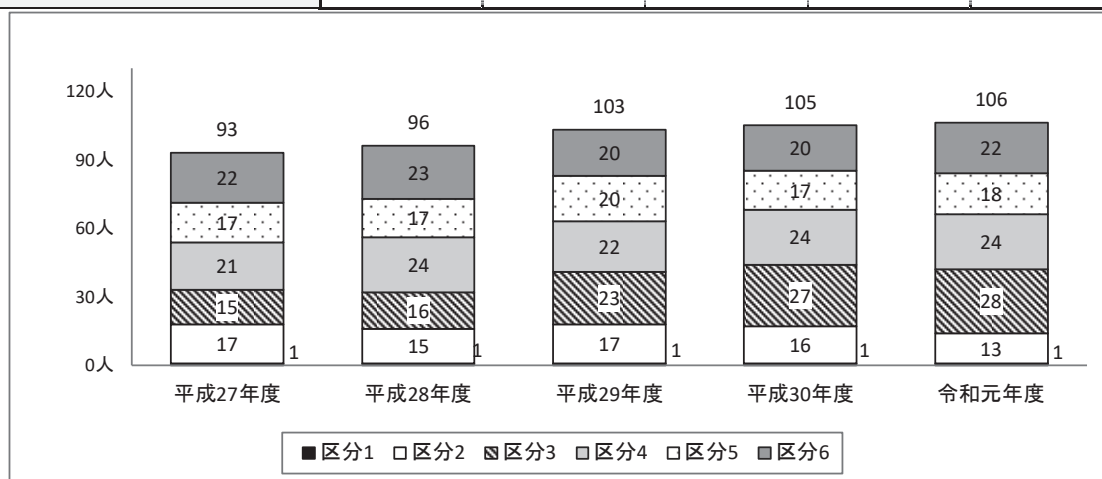
障がい支援区分の認定者数は、平成 27 年度の 93 人から令和元年度の 106 人と区分ごとの増減はあるものの増加しています。

区分別の認定者数をみると、令和元年度では「区分 3」が 28 人で最も多く、次いで「区分 4」の 24 人となっています。

障がい支援区分の認定者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 1	1	1	1	1	1
区分 2	17	15	17	16	13
区分 3	15	16	23	27	28
区分 4	21	24	22	24	24
区分 5	17	17	20	17	18
区分 6	22	23	20	20	22
合 計	93	96	103	105	106



各年度末現在

8 アンケートでみる鶴田町の状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「第5次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」策定の基礎資料として、町民の日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として実施しました。

② 調査対象者

鶴田町在住の身体障がい者手帳、愛護(療育)手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者

③ 調査方法

郵送による配布、回収調査

④ 調査期間

令和2年10月

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障がい者調査	300		
知的障がい者調査	50		
精神障がい者調査	50		
合 計	400	215	53.8%

⑥ 集計上の注意

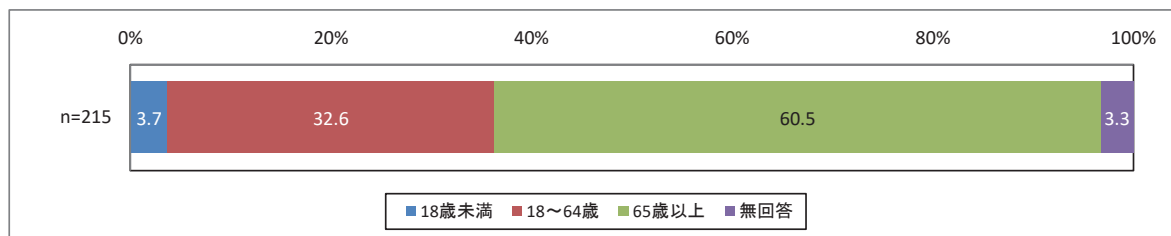
- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図中の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(2)調査結果

①対象者について

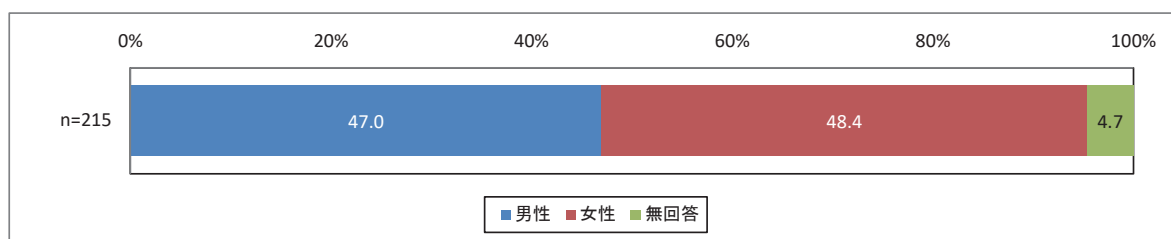
【年齢】

「65歳以上」が60.5%で最も多く、次いで「18～64歳」32.6%、「18歳未満」3.7%の順となっています。



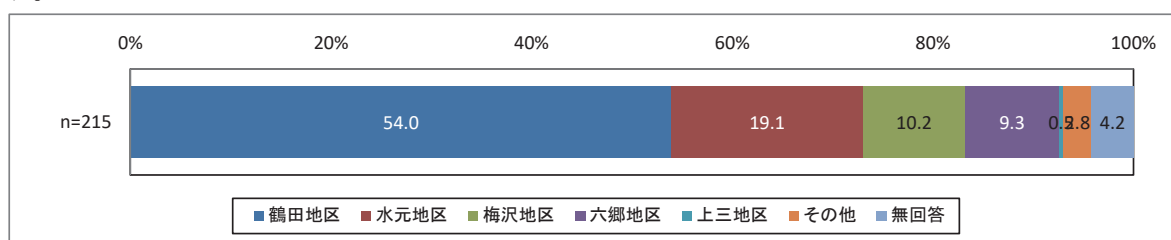
【性別】

「男性」が47.0%、「女性」が48.4%となっています。



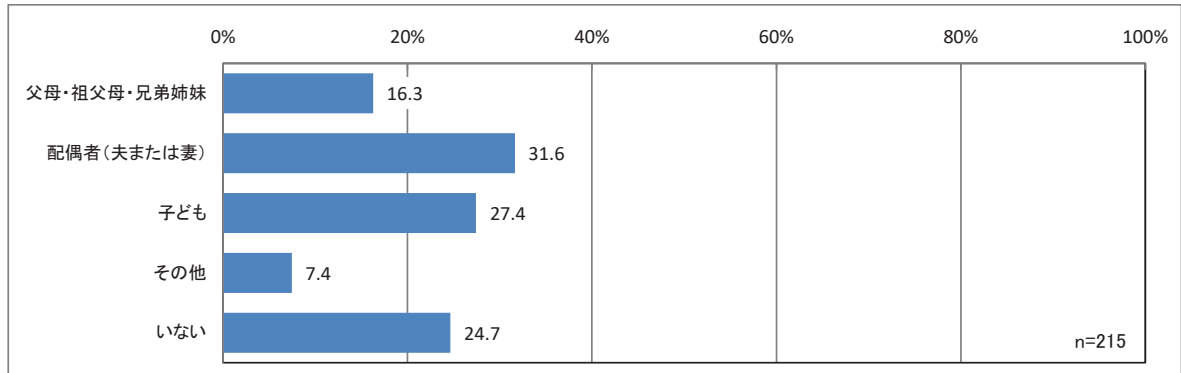
【居住地域】

「鶴田地区」が54.0%で最も多く、次いで「水元地区」19.1%、「梅沢地区」10.2%の順となっています。



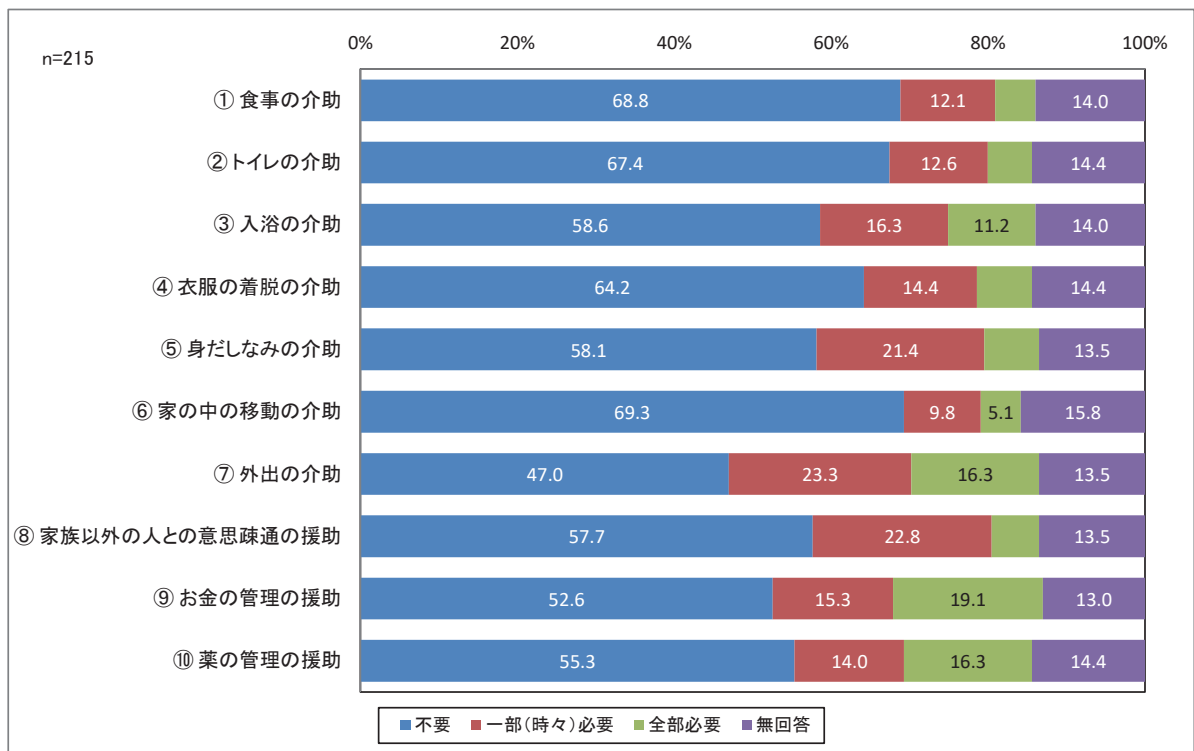
【同居者】

「配偶者(夫または妻)」が31.6%で最も多く、次いで「子ども」27.4%、「いない」24.7%の順となっています。



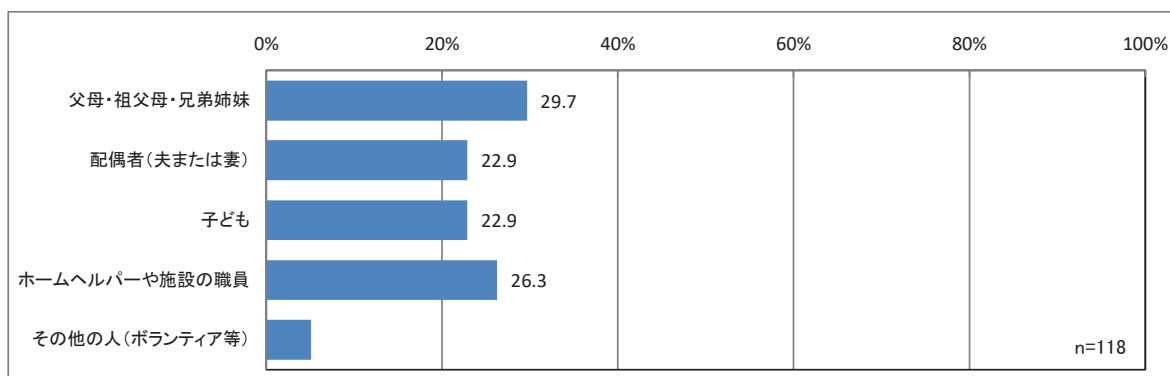
【日常生活において必要な支援】

日常生活において必要な支援(一部支援が必要＋全部支援が必要)では、「外出の介助」が39.6%と最も多くなっており、次いで「お金の管理の援助」となっています。



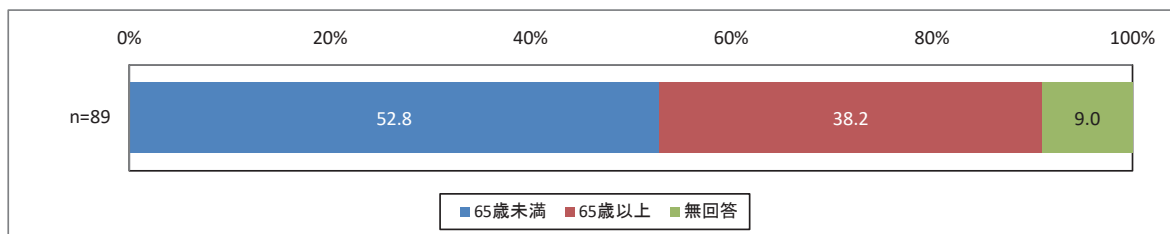
【支援してくれる方】

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 29.7%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」26.3%、「配偶者(夫または妻)」 「子ども」22.9%の順となっています。



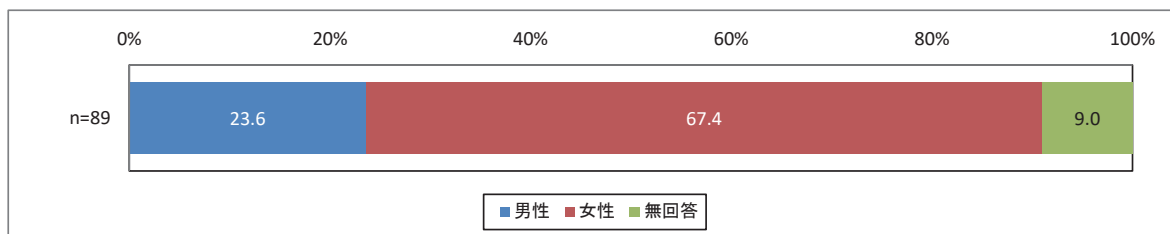
【支援してくれる方の年齢】

「65 歳未満」が 52.8%、「65 歳以上」が 38.2%となっています。



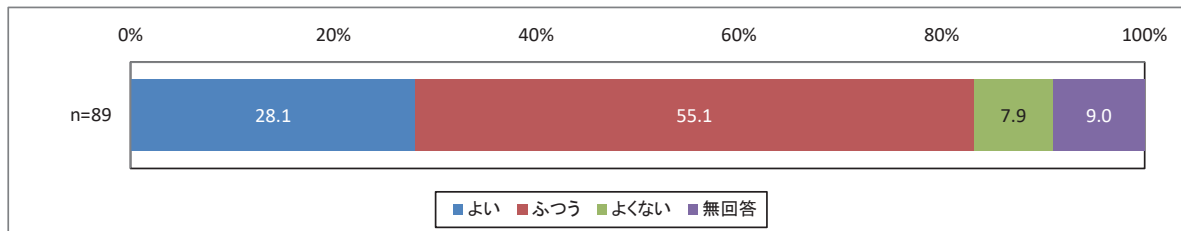
【支援してくれる方の性別】

「男性」が 23.6%、「女性」が 67.4%となっています。



【支援してくれる方の健康状態】

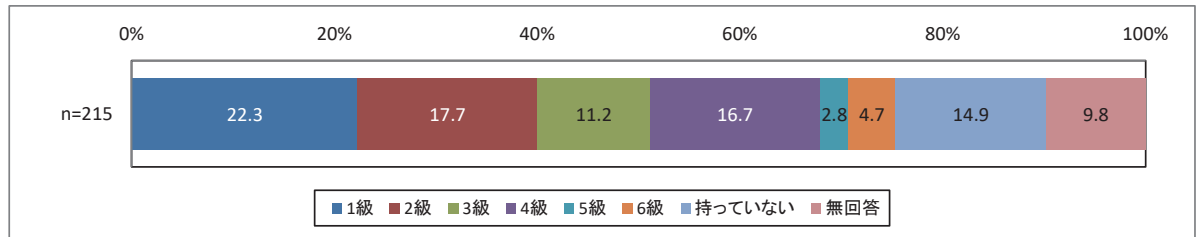
「ふつう」が 55.1%で最も多く、次いで「よい」28.1%、「よくない」7.9%の順となっています。



②障がいの状況について

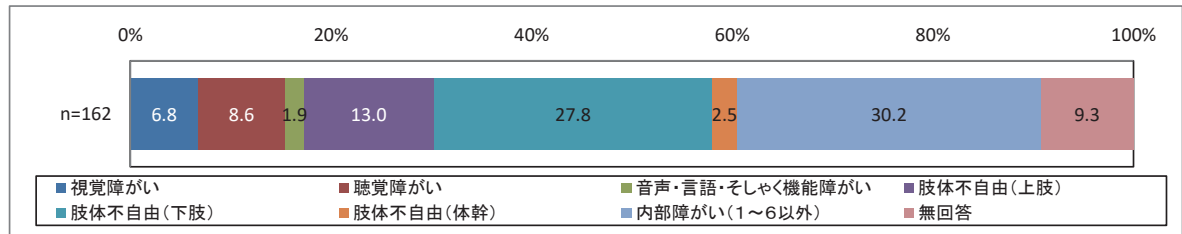
【身体障がい者手帳所持者】

「1級」が22.3%で最も多く、次いで「2級」17.7%、「4級」16.7%の順となっています。



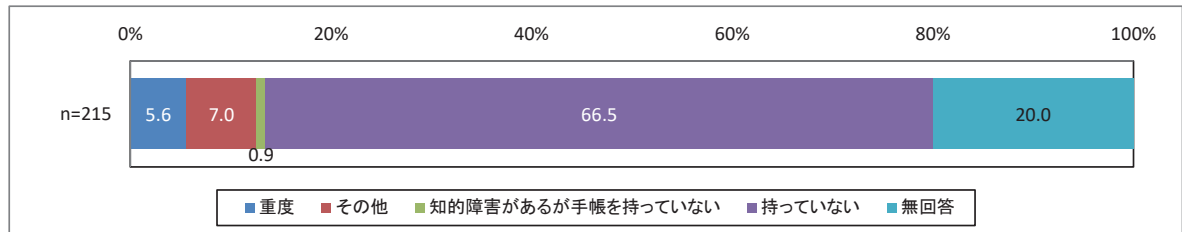
【身体障がい者の主たる障がい】

「内部障がい(1～6以外)」が30.2%で最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」27.8%、「肢体不自由(上肢)」13.0%の順となっています。



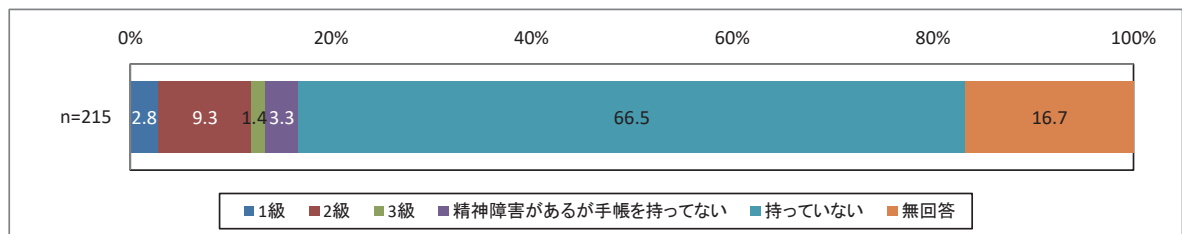
【愛護(療育)手帳所持者】

「持っていない」が66.5%で最も多く、次いで「その他」7.0%、「重度」5.6%の順となっています。



【精神障がい者保健福祉手帳所持者】

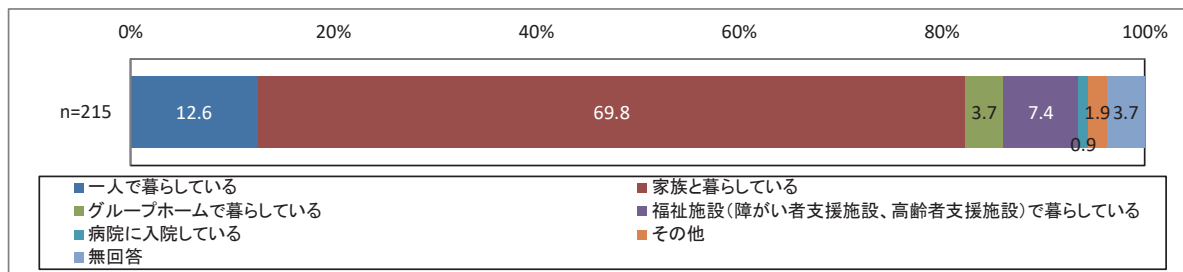
「持っていない」が66.5%で最も多く、次いで「2級」9.3%、「精神障がいがあるが手帳を持ってない」3.3%の順となっています。



③住まいや暮らしについて

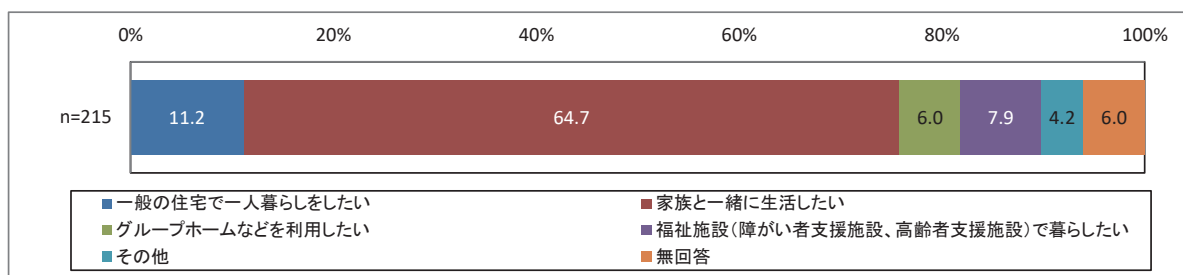
【現在の暮らしの状況】

「家族と暮らしている」が 69.8%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」12.6%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」7.4%の順となっています。



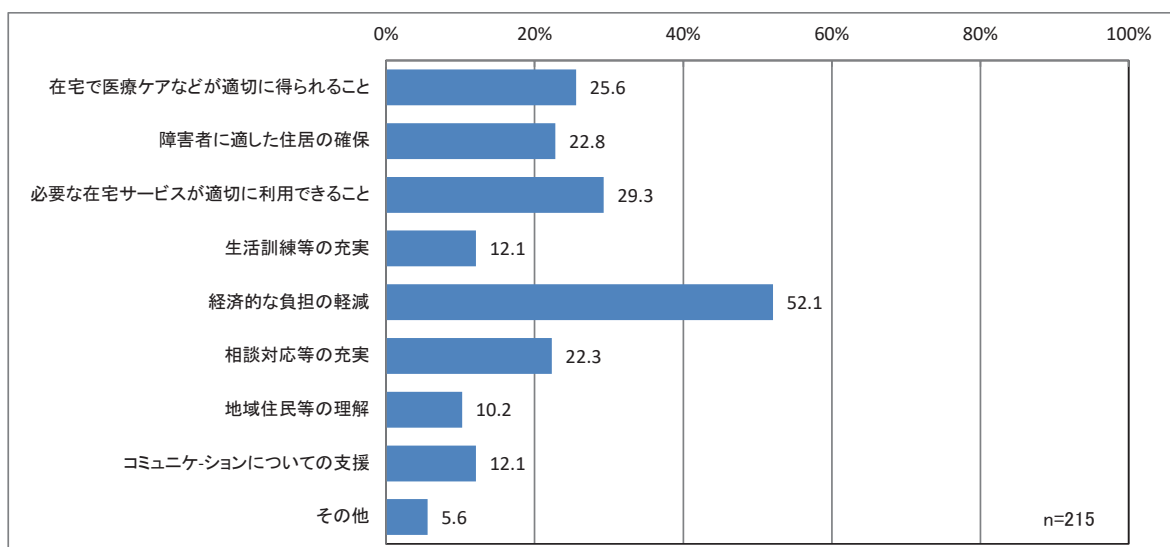
【今後 3 年以内に望む暮らし】

「家族と一緒に生活したい」が 64.7%で最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」11.2%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」7.9%の順となっています。



【希望する暮らしを送るために必要な支援】

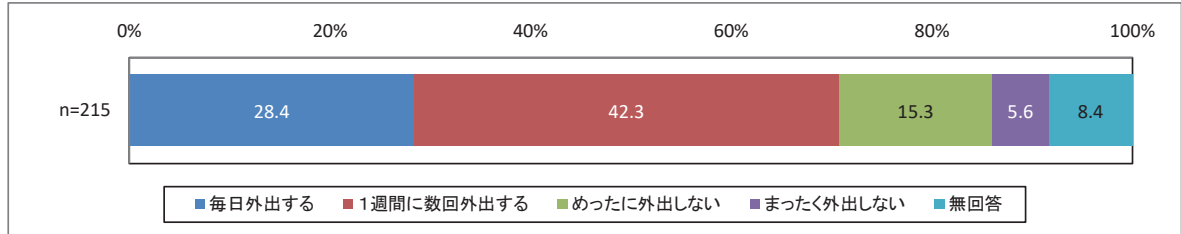
「経済的な負担の軽減」が 52.1%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」29.3%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」25.6%の順となっています。



④日中活動や就労について

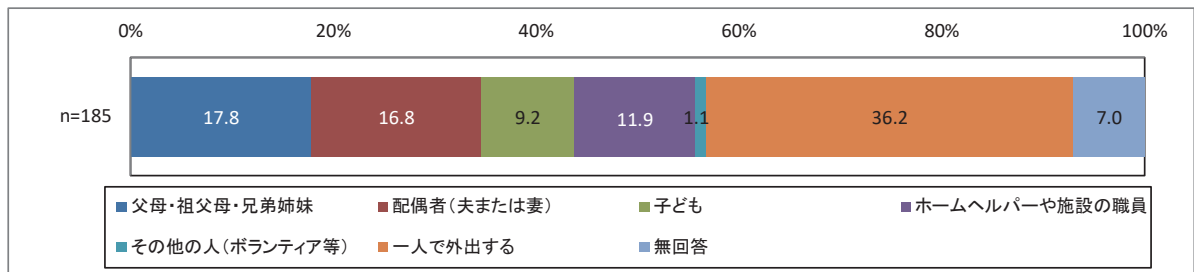
【1 週間の外出頻度】

「1週間に数回外出する」が 42.3%で最も多く、次いで「毎日外出する」28.4%、「めったに外出しない」15.3%の順となっています。



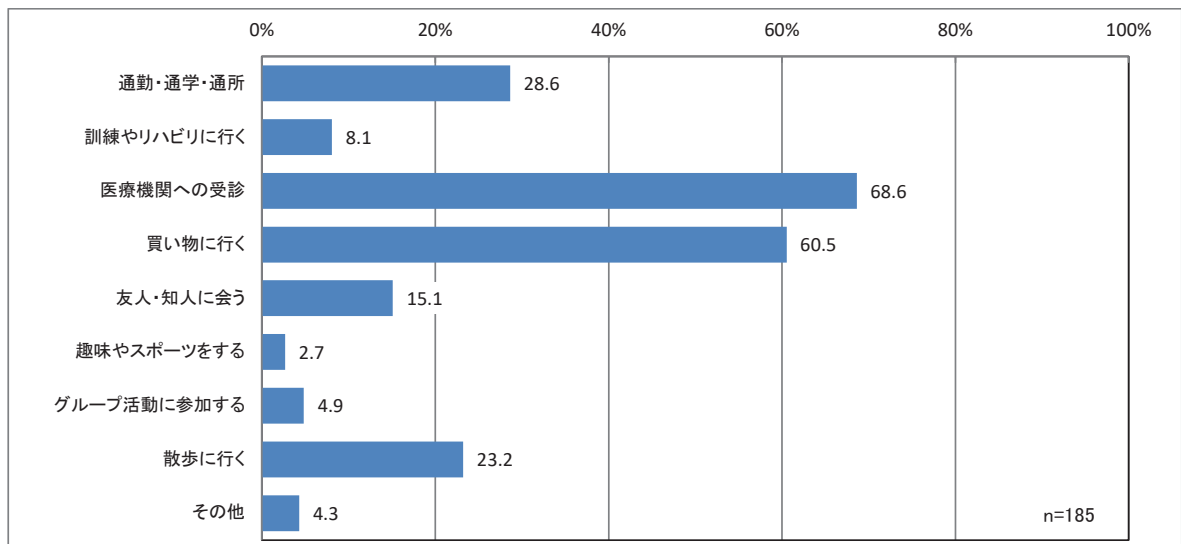
【外出する際の同伴者】

「一人で外出する」が 36.2%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」17.8%、「配偶者(夫または妻)」16.8%の順となっています。



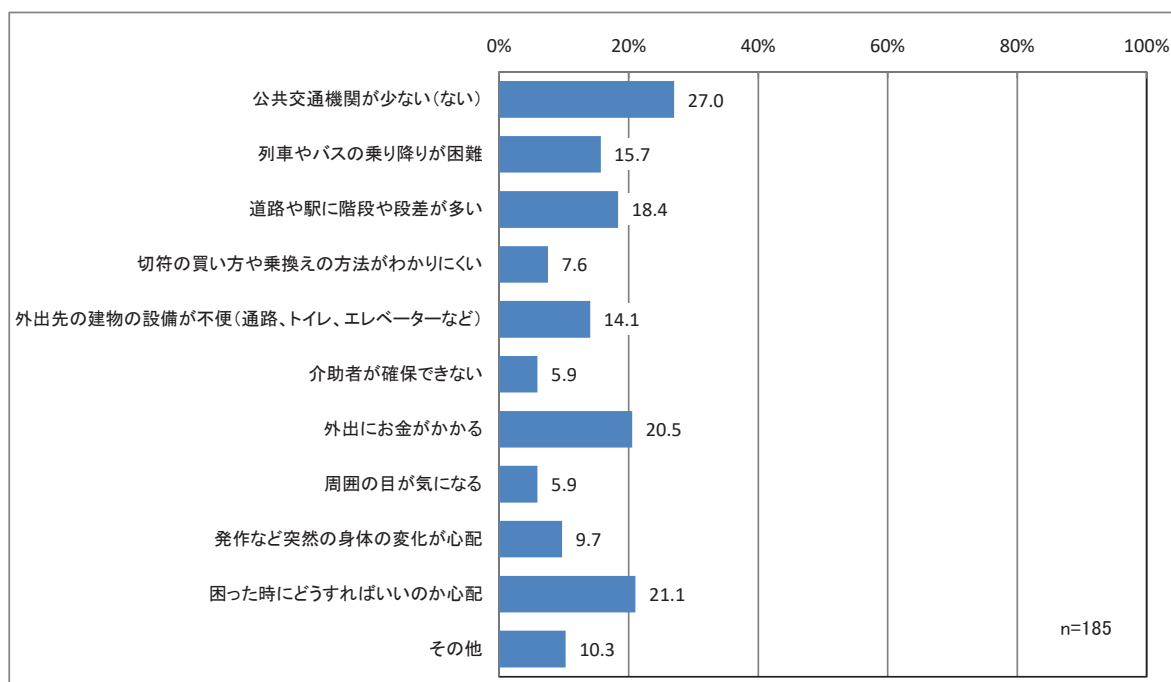
【外出の目的】

「医療機関への受診」が 68.6%で最も多く、次いで「買い物に行く」60.5%、「通勤・通学・通所」28.6%の順となっています。



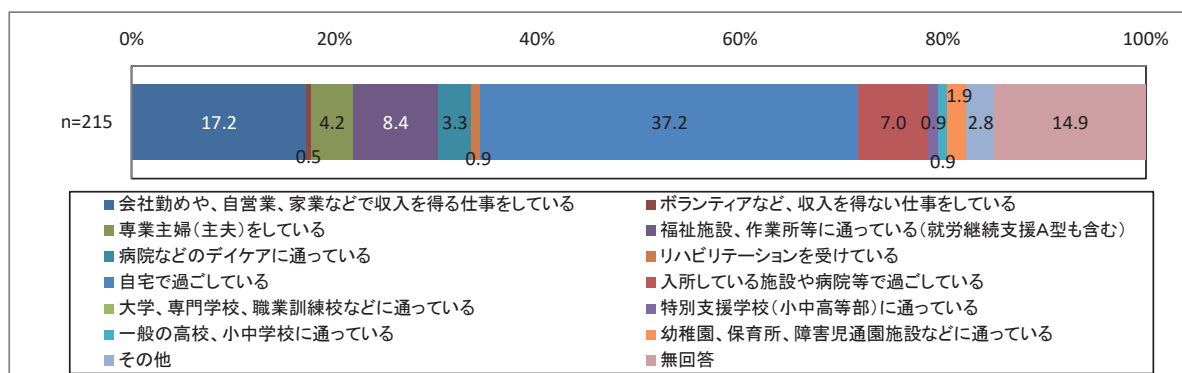
【外出時に困ること】

「公共交通機関が少ない(ない)」が 27.0%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」21.1%、「外出にお金がかかる」20.5%の順となっています。



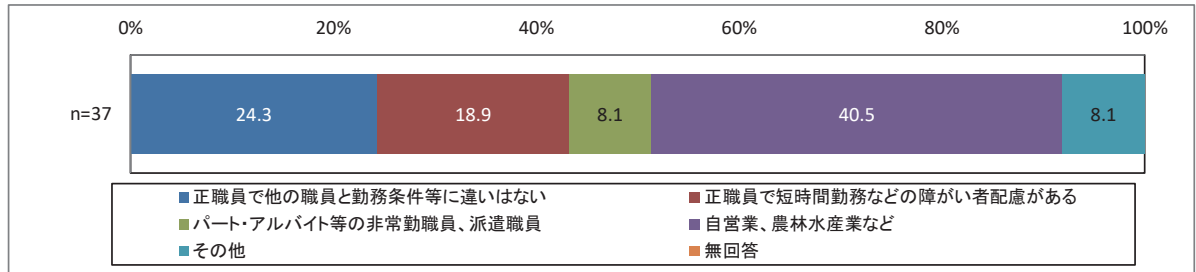
【日常生活の過ごし方】

「自宅で過ごしている」が 37.2%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」17.2%、「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」8.4%の順となっています。



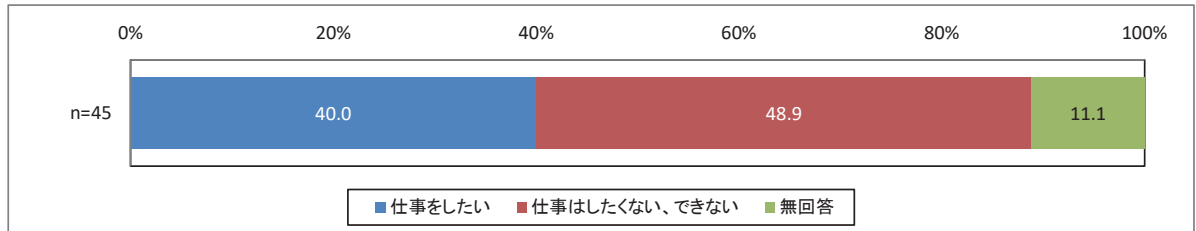
【勤務形態】

日常生活の過ごし方で「収入を得る仕事をしている」方の勤務形態では、「自営業、農林水産業など」が 40.5%で最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」24.3%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」18.9%の順となっています。



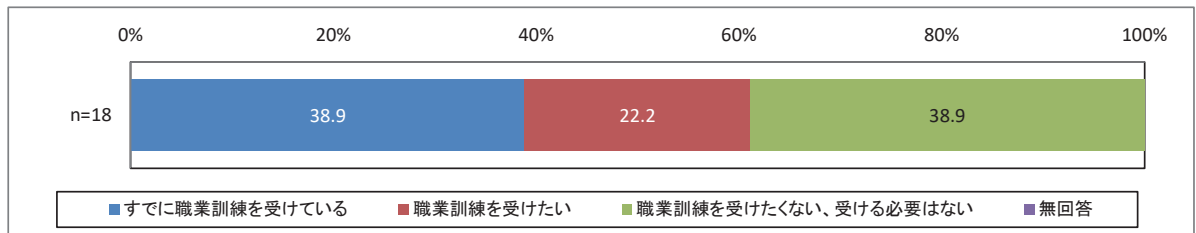
【今後の就労意向】

日常生活の過ごし方で「収入を得る仕事をしていない 18～64 歳の方」の今後の就労意向では、「仕事をしたい」が 40.0%、「仕事はしたくない、できない」が 48.9%となっています。



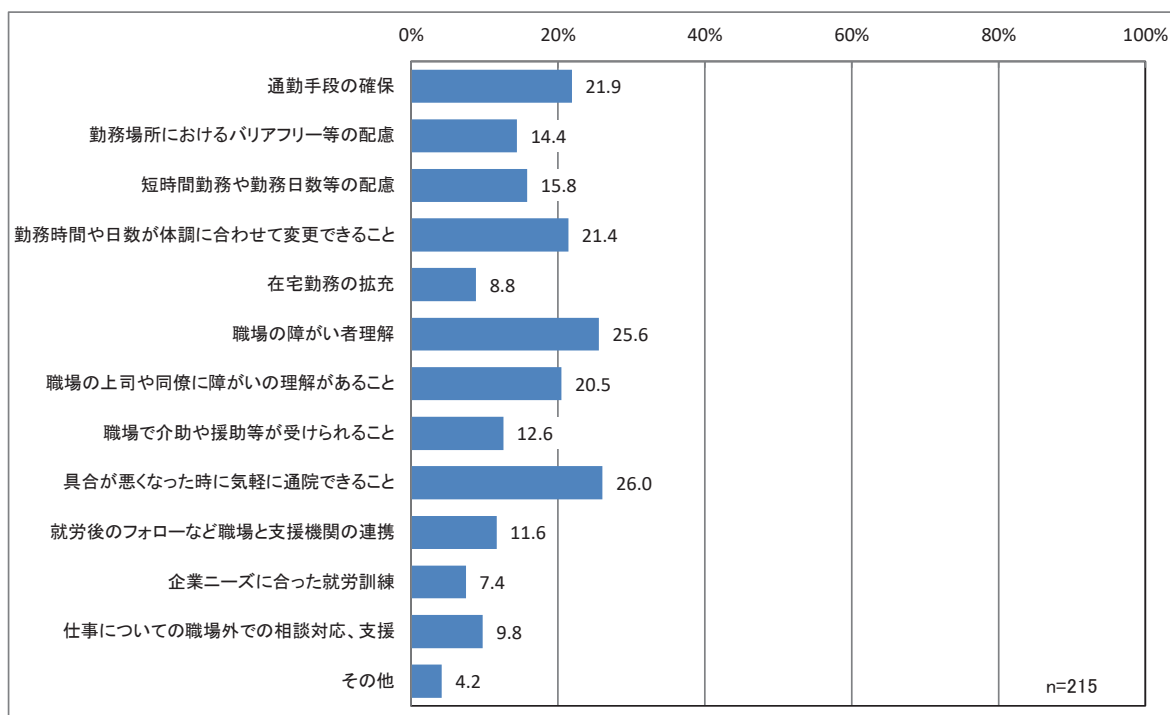
【職業訓練などの受講意向】

今後の就労意向で「仕事をしたい方」の職業訓練などの受講意向では、「すでに職業訓練を受けている」、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」がともに 38.9%、「職業訓練を受けたい」が 22.2%となっています。



【障がい者の就労支援として必要だと思うこと】

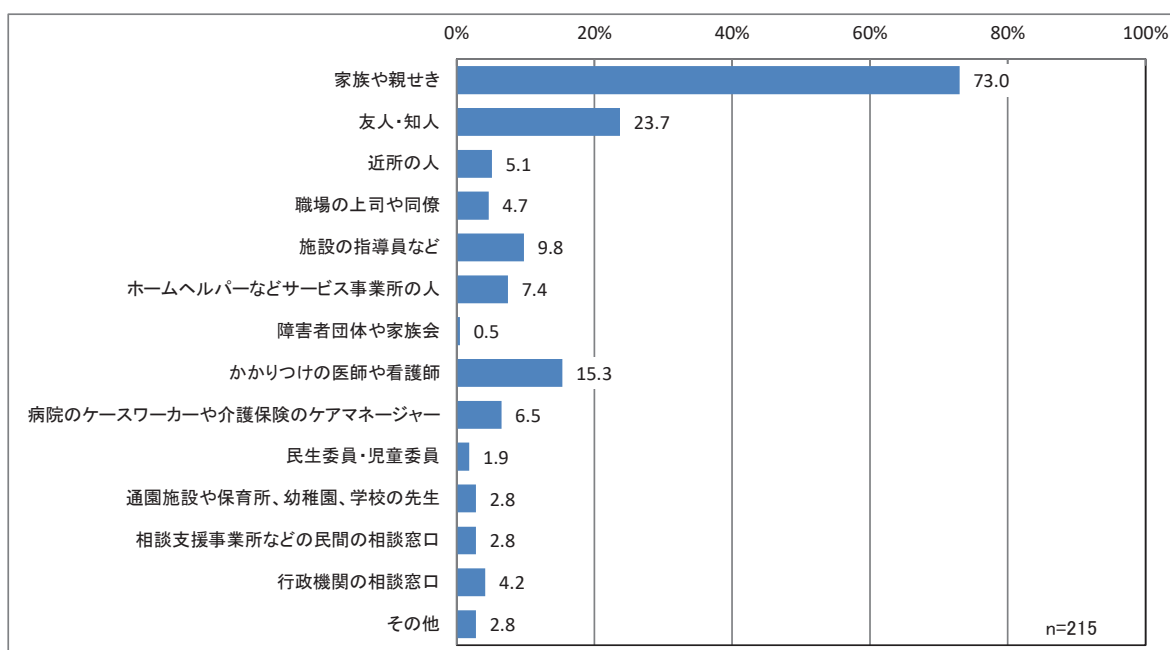
「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が 26.0%で最も多く、次いで「職場の障がい者理解」25.6%、「通勤手段の確保」21.9%の順となっています。



⑤相談相手について

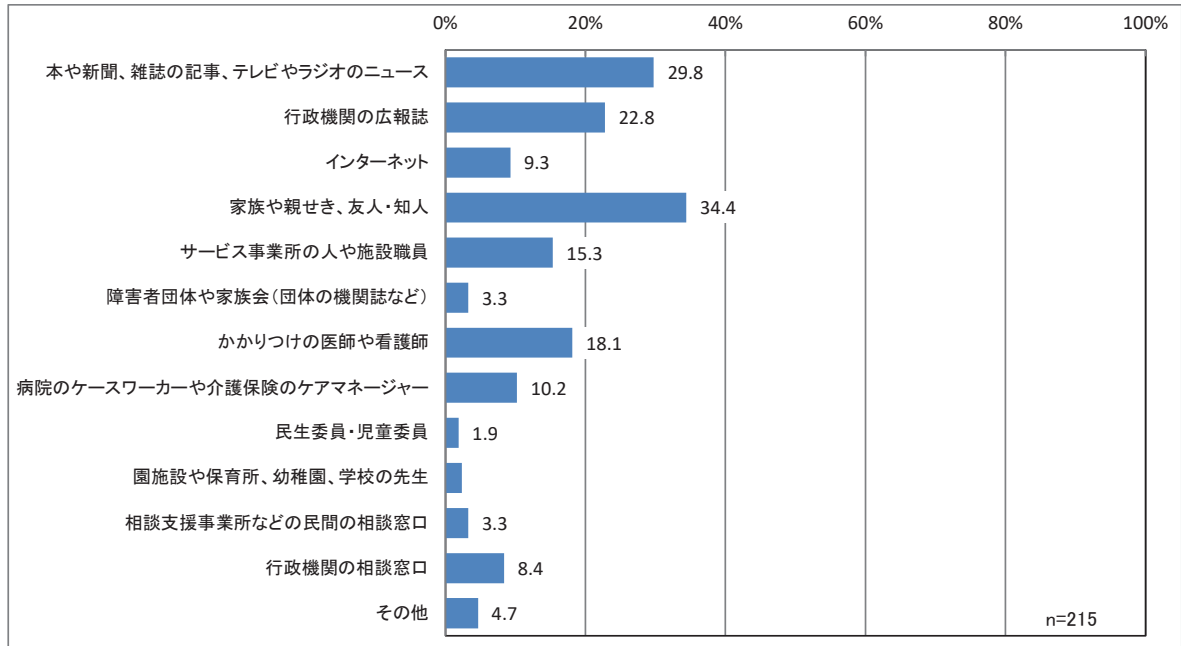
【悩みや困りごとなどの相談先】

「家族や親せき」が 73.0%で最も多く、次いで「友人・知人」23.7%、「かかりつけの医師や看護師」15.3%の順となっています。



【障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先】

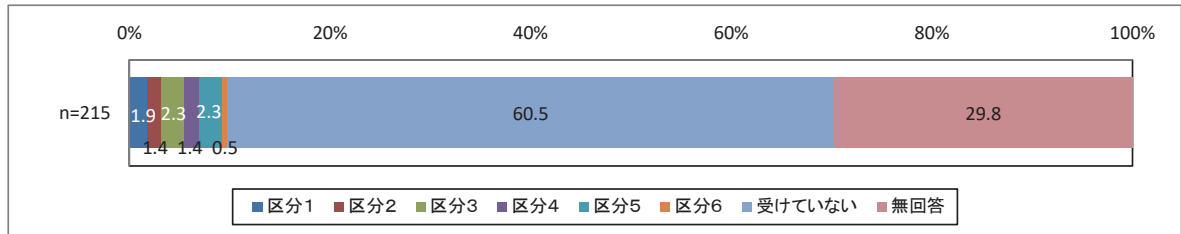
「家族や親せき、友人・知人」が 34.4%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」29.8%、「行政機関の広報誌」22.8%の順となっています。



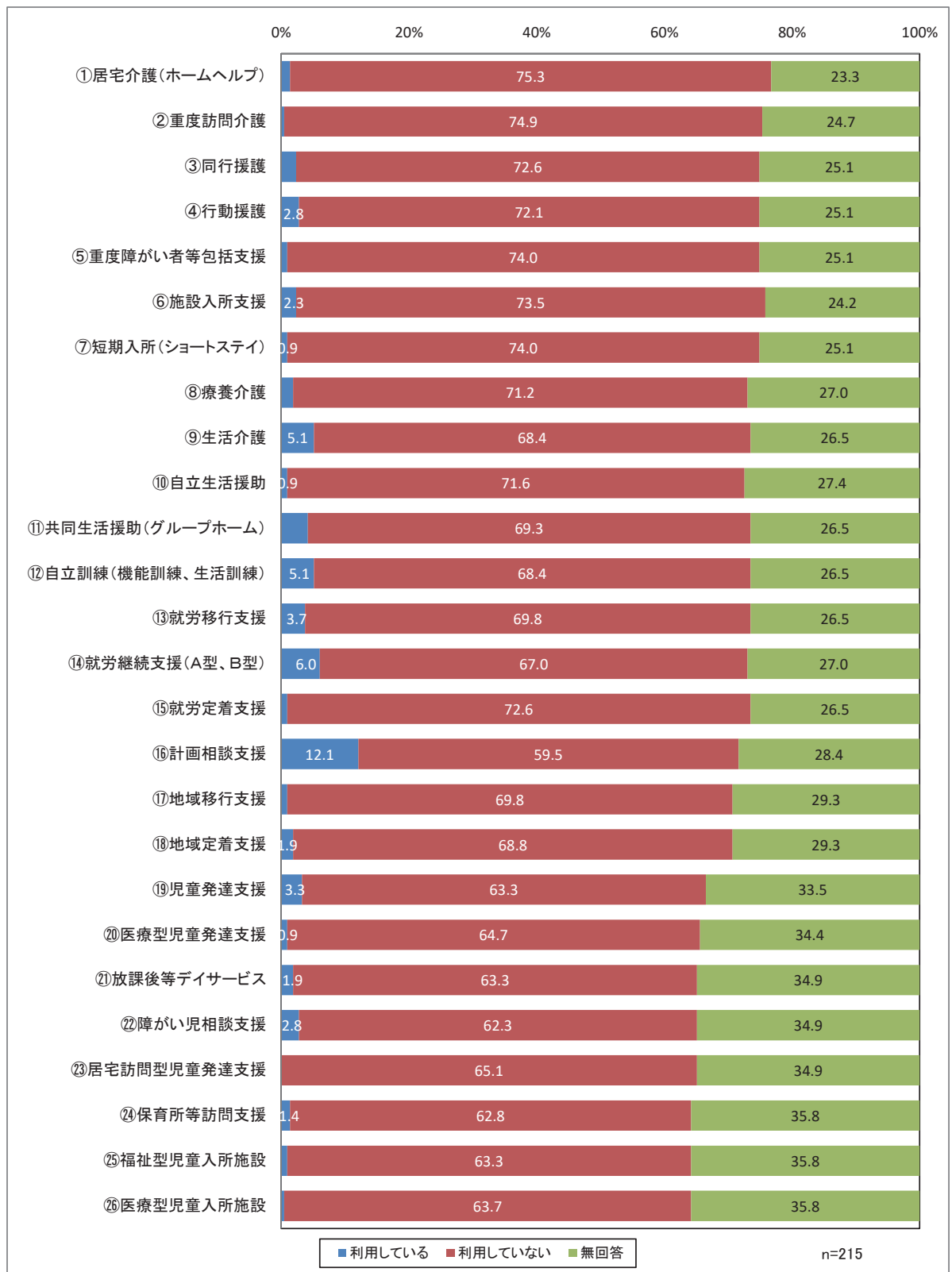
⑥障がい福祉サービス等の利用について

【障がい支援区分の認定状況】

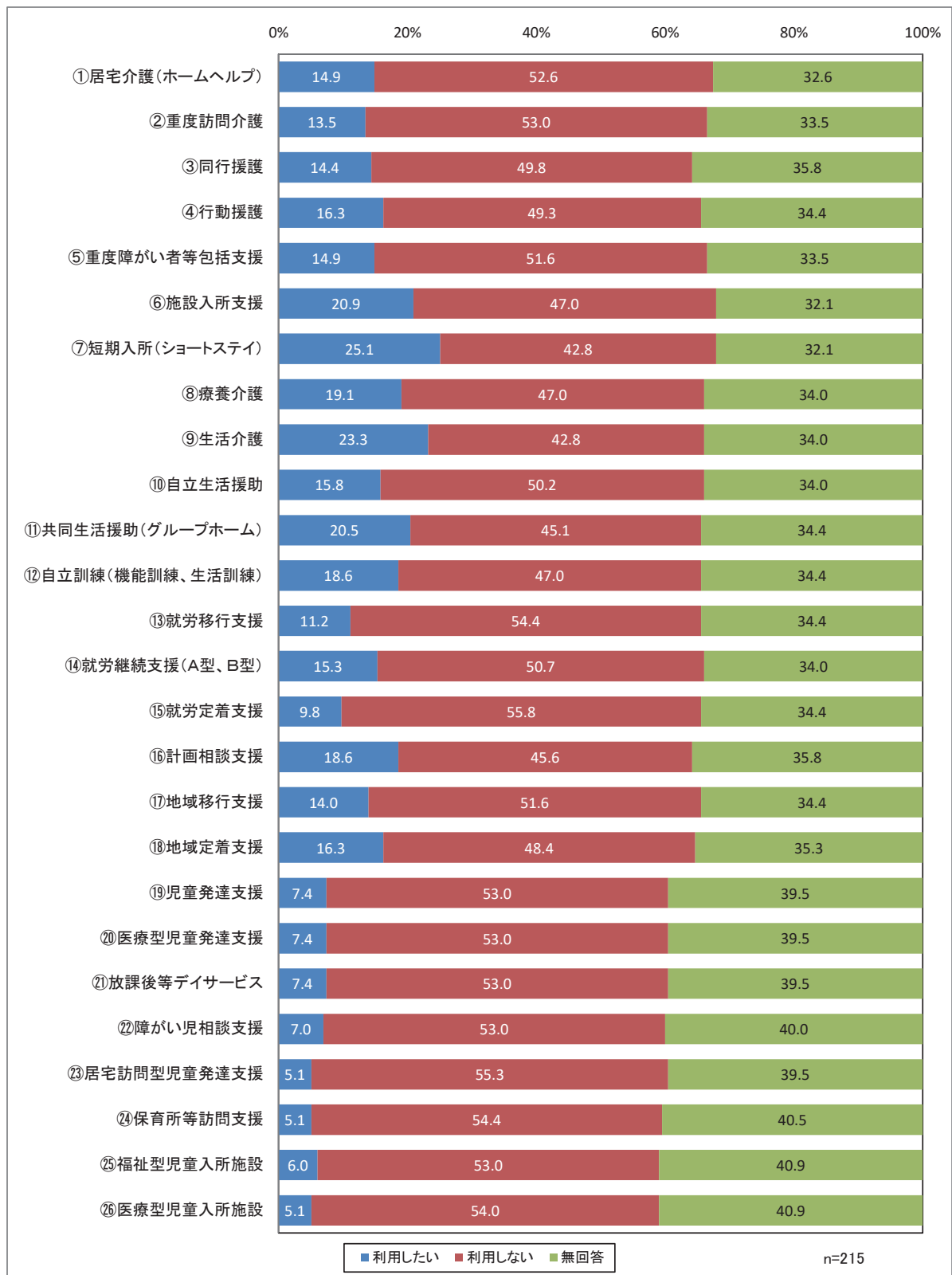
「受けていない」が 60.5%で最も多く、次いで「区分3」2.3%、「区分1」1.9%の順となっています。



【障がい福祉サービスの利用状況】



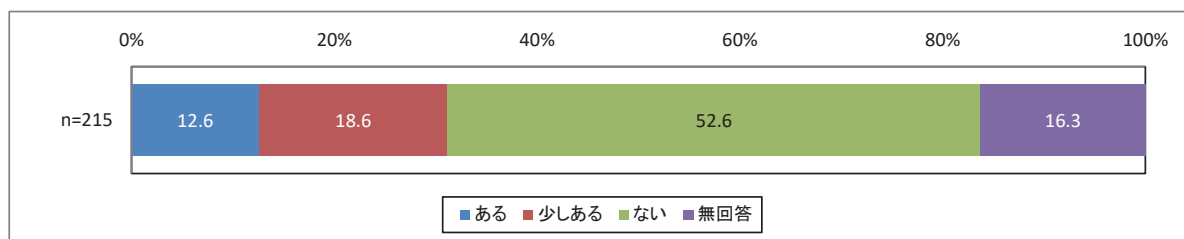
【障がい福祉サービスの利用希望】



⑦権利擁護について

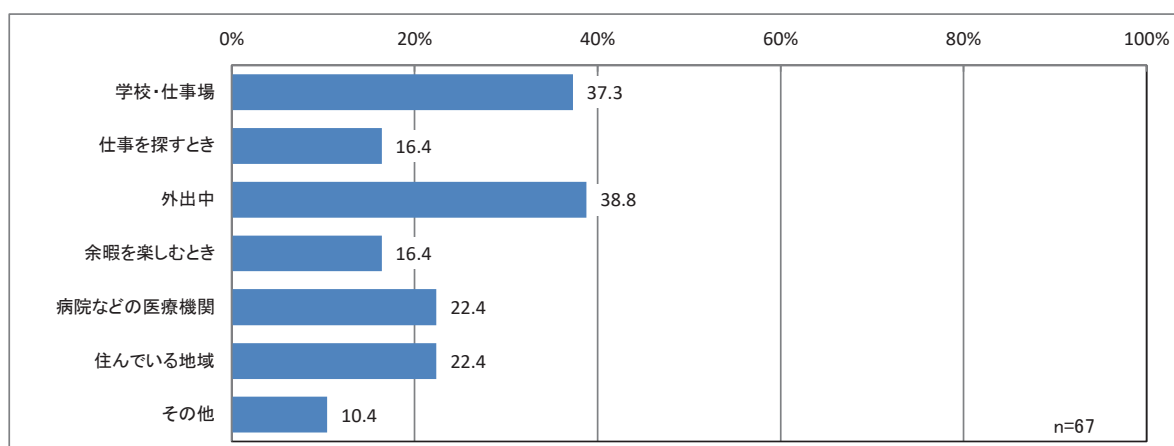
【障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある経験】

「ない」が52.6%で最も多く、次いで「少しある」18.6%、「ある」12.6%の順となっています。



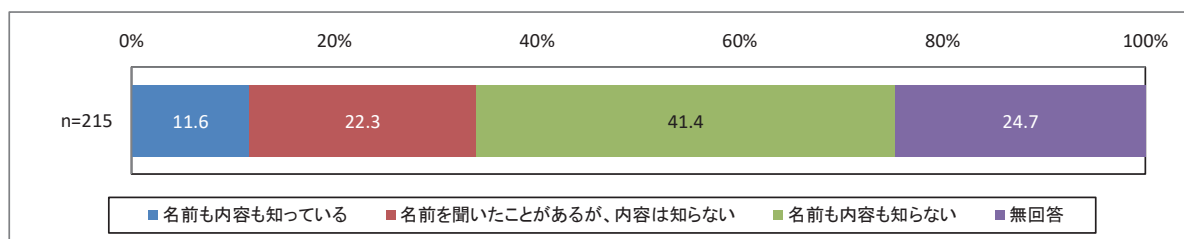
【差別や嫌な思いをしたことがある場所】

障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある経験で「ある」または「少しある」と回答した方の差別や嫌な思いをしたことがある場所では、「外出中」が38.8%で最も多く、次いで「学校・仕事場」37.3%、「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」22.4%の順となっています。



【成年後見制度の認知状況】

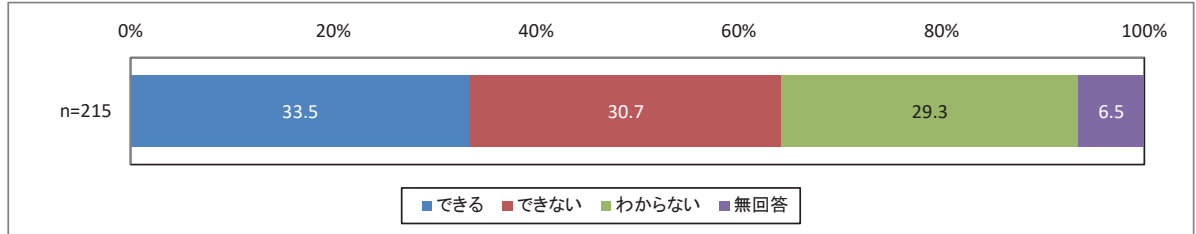
「名前も内容も知らない」が41.4%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」22.3%、「名前も内容も知っている」11.6%の順となっています。



⑧災害時の避難等について

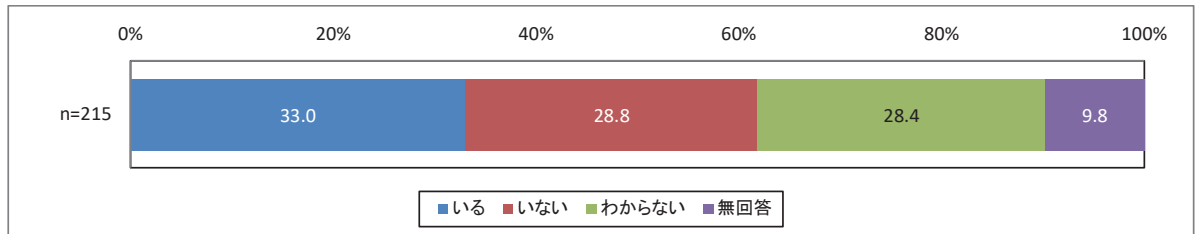
【災害時の一人での避難】

「できる」が 33.5%で最も多く、次いで「できない」30.7%、「わからない」29.3%の順となっています。



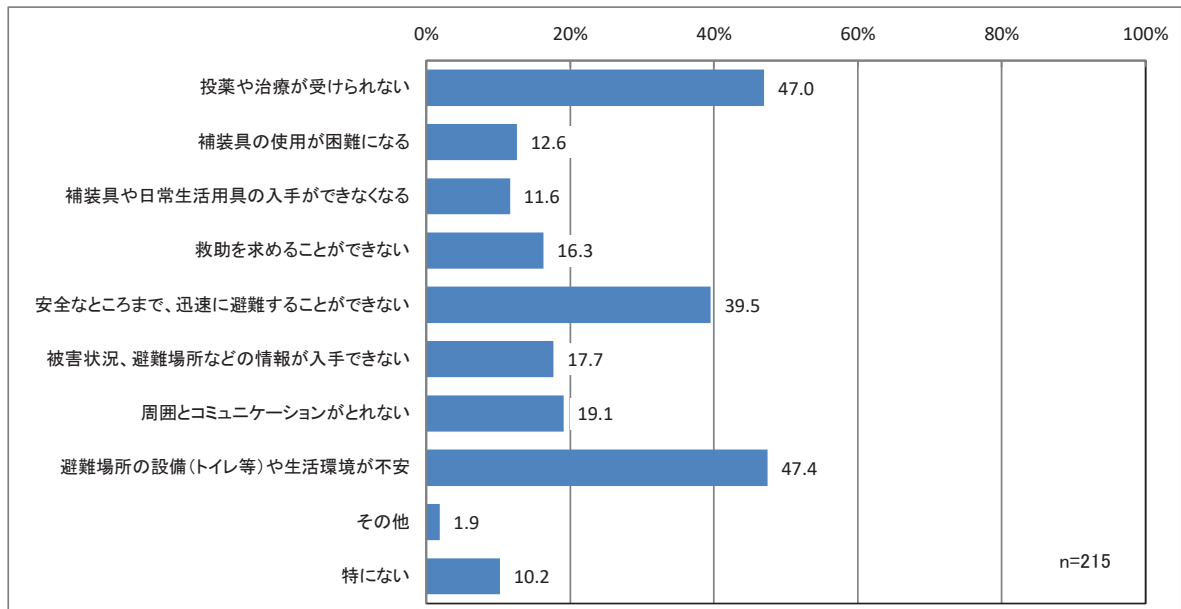
【家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人】

「いる」が 33.0%で最も多く、次いで「いない」28.8%、「わからない」28.4%の順となっています。



【火事や地震等の災害時に困ること】

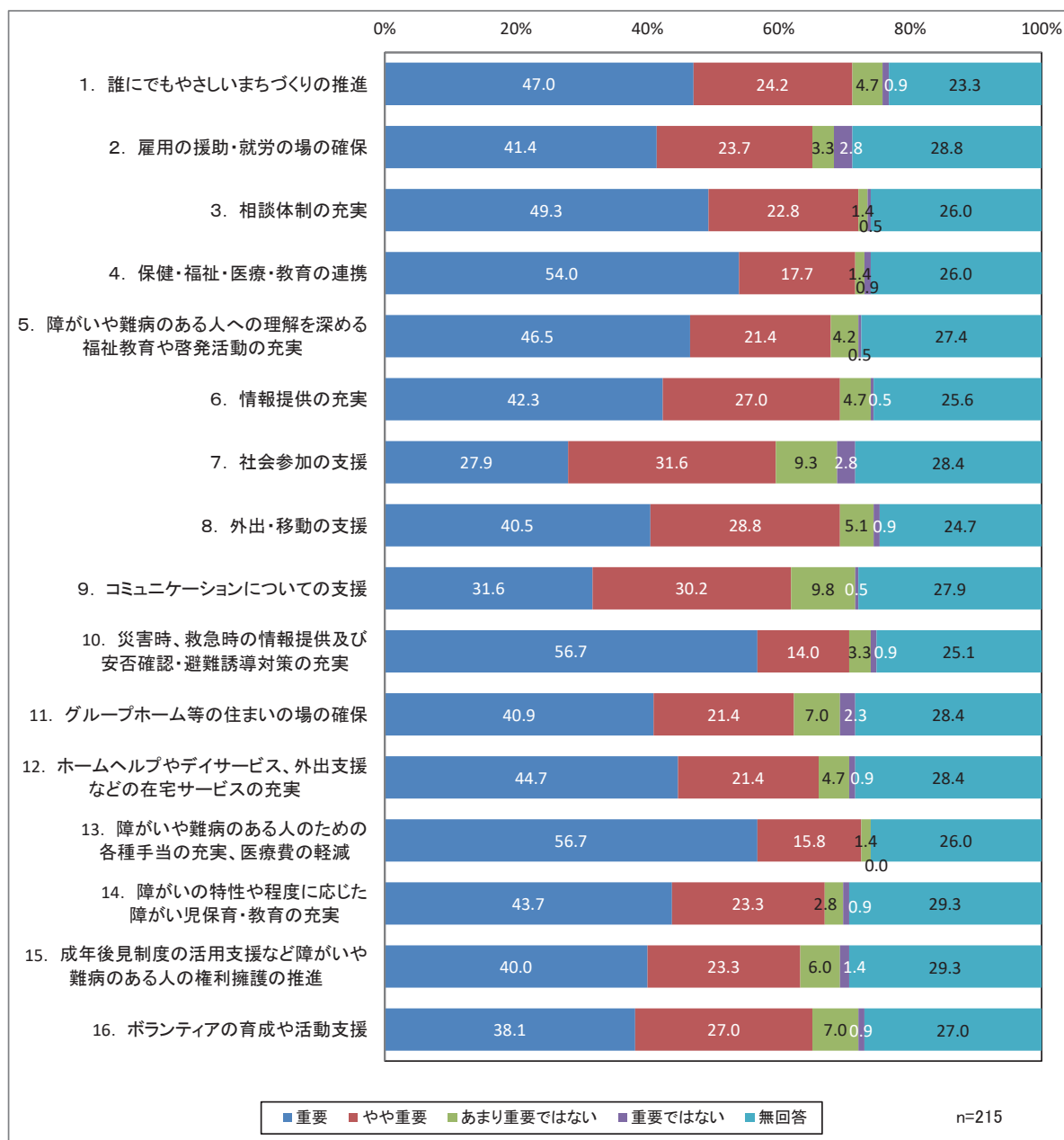
「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 47.4%で最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」47.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」39.5%の順となっています。



⑨障がい福祉施策等について

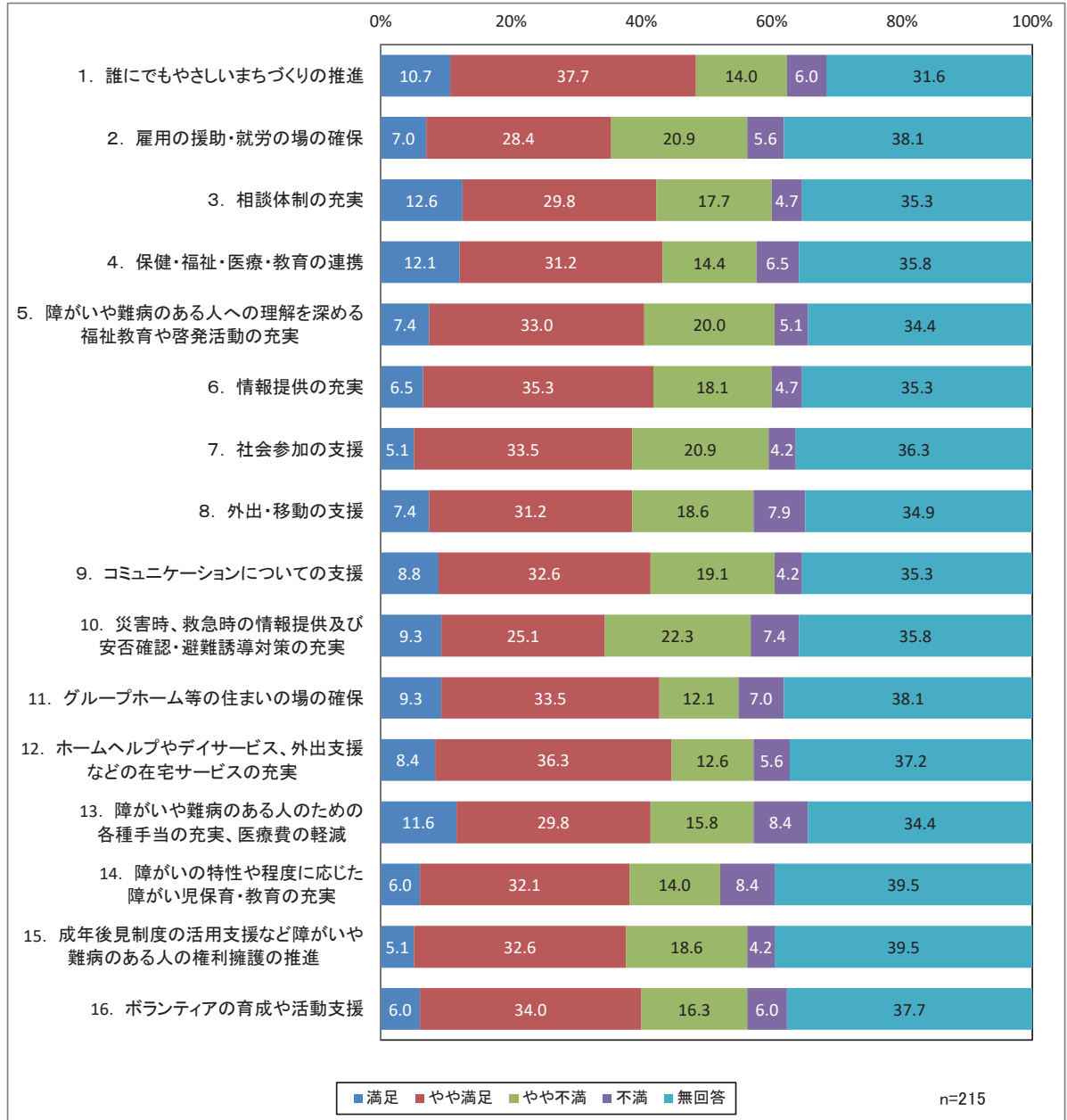
【障がい福祉施策の今後の重要度】

「重要」と「やや重要」をあわせた「今後の重要度が高い施策」では、「13. 障がいや難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」が 72.5%で最も多く、次いで「3. 相談体制の充実」72.1%、「4. 保健・福祉・医療・教育の連携」71.7%の順となっています。



【障がい福祉施策の現在の満足度】

「満足」と「やや満足」をあわせた「現在の満足度が高い施策」では、「1. 誰にでもやさしいまちづくりの推進」が 48.4%で最も多く、次いで「12. ホームヘルプやデイサービス、外出支援などの在宅サービスの充実」44.7%、「4. 保健・福祉・医療・教育の連携」43.3%の順となっています。



(3)調査総括

①対象者について

アンケート調査の対象者をみると、「男性」と「女性」はほぼ同数となっており、年齢では「65 歳以上」の高齢者が最も多く全体の 6 割以上を占めます。

居住地区においては「鶴田地区」が多く全体の半数以上を占めます。

同居者では、「配偶者」が最も多く3割以上を占めますが、「いない」と回答した一人暮らしの方が全体の2割以上となっています。

日常生活において必要な支援（一部支援が必要＋全部支援が必要）では、「外出の介助」が 39.5%と最も多くなっており、次いで「お金の管理の援助」となっています。

支援してくれる方では、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 3 割近くで最も多く、性別では「女性」が 3 分の2以上を占め、年齢では「18～64 歳」が半数以上となっているものの「65 歳以上」の高齢者も 4 割近くみられます。

また、支援してくれる方の健康状態に関しては、「ふつう」が半数以上を占めるものの、「よくない」も 1 割程度みられることから、高齢や健康状態のよくない介助者を援助するためにも障がい福祉サービスの利用促進が必要です。

②障がいの状況について

身体障がい者手帳所持者は、全体の 7 割以上となっており、等級では「1 級」、障がい部位では「内部障がい」が最も多くなっています。

療育手帳所持者は、全体の 12.6%となっており、判定では「その他」が多くなっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、全体の 13.5%となっており、等級では「2級」が最も多くなっています。

③住まいや暮らしについて

現在の暮らしの状況では、「家族と暮らしている」が 69.8%で最も多くなっていますが、その他では、「一人で暮らしている」12.6%、「福祉施設で暮らしている」7.4%、「グループホームで暮らしている」3.7%などとなっています。

今後 3 年以内に望む暮らしでは、「家族と一緒に生活したい」が 64.7%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が 11.2%と、現在の暮らしの状況と比較して減少しているのに対して、「福祉施設で暮らしたい」7.9%、「グループホームなどを利用したい」6.0%は、若干ですが増加しており、居住系サービスの利用増加も想定されます。

また、希望する暮らしを送るために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が 52.1%で最も多くなっていますが、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」も 29.3%となっており、障がい福祉サービスの重要性がみられます。

④日中活動や就労について

1 週間の外出頻度では、「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」をあわせた「外出する」の回答が 70.7%となっていますが、「めったに外出しない」と「まったく外出しない」をあわせた「外出しない」の回答も 20.9%みられます。

外出する際の同伴者では、「一人で外出する」が 36.2%と最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」17.8%の順となっており、外出の目的では、「医療機関への受診」が 68.6%、「買い物に行く」が 60.5%と多くなっています。外出時に困ることでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が 27.0%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」21.1%となっています。

日常生活の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が 37.2%で最も多くなっていますが、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」も 17.2%みられます。

「収入を得る仕事をしている」と回答した方に勤務形態をお聞きしたところ、「自営業、農林水産業など」が 40.5%でもっとも多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の 24.3%となっています。

「収入を得る仕事をしていない 18～64 歳の方」に今後の就労意向を尋ねたところ、「仕事をしたい」は 4 割となっており、「仕事をしたい」と回答した方の 4 割近くは「職業訓練を受けたい」と回答していることから、職業訓練などの重要性がみられました。

また、障がい者の就労支援として必要だと思うことでは、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」などのほか、「職場の障がい者理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」なども多くなっており、障がいを理解していただくための広報啓発が必要です。

⑤相談相手について

悩みや困りごとなどの相談先は、「家族や親族」が7割以上と最も多くなっていますが、「行政機関の相談窓口」は 4.2%と非常に少なくなっています。

また、障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、「家族や親せき、友人・知人」が 34.4%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」29.8%、「行政機関の広報誌」22.8%の順となっています。

⑥障がい福祉サービス等の利用について

障がい支援区分の認定状況は、全体の 9.8%と少なくなっています。

障がい福祉サービスの利用状況は、「計画相談支援」「就労継続支援」「生活介護」「自立訓練」などが多くなっており、障がい児向けのサービスでは、「児童発達支援」「障がい児相談支援」「放課後等デイサービス」などが多くなっています。

障がい福祉サービスの利用希望では、「短期入所」「生活介護」「施設入所支援」などが多くなっており、障がい児向けのサービスでは、「児童発達支援」「医療型児童入所施設」「放課後等デイサービス」などが多くなっています。

⑦権利擁護について

障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある経験は「ある」が 12.6%、「少しある」が 18.6%となっています。

また、差別や嫌な思いをしたことがある場所では、「外出中」が 38.8%で最も多く、次いで「学校・仕事場」37.3%の順となっています。

成年後見制度の認知状況では、「名前も内容も知らない」「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」をあわせた「内容を知らない」とした回答は 63.7%となっています。

障がい者への偏見や差別をなくすため、障がい者への理解の促進を踏まえた広報啓発を推進するとともに、成年後見制度に関する広報啓発も行う必要があります。

⑧災害時の避難等について

災害時の避難に関しては、「一人でできる」が 33.5%に対し、「一人でできない」も 30.7%と同程度いらっしゃいます。家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人は、「いる」の 33.0%に対し、「いない」も 28.8%と相当数みられます。災害時に支援が必要な方への支援策の徹底を行うとともに、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練などを通じて、防災力を高めていくことが重要です。

火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」が多くなっていることなどから、障がい者に配慮した災害対策が求められています。

⑨障がい福祉施策等について

障がい福祉を推進するうえで必要な取り組みとして、最も重要度が高い取り組みは、「障がいや難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」次いで、「相談体制の充実」、「保健・福祉・医療・教育の連携」の順となっており、満足度が高い取り組みとしては「誰にでもやさしいまちづくりの推進」、「ホームヘルプやデイサービス、外出支援などの在宅サービスの充実」、「保健・福祉・医療・教育の連携」の順となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

「障害者基本法」に基づき、国においては「第4次障害者基本計画」で、「共生社会の実現」を目指しています。

本町では、「人にやさしい健康福祉のまち」の基本理念のもと、「障害者基本計画」に即した障がい者施策の推進を図ってきました。

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要であることから、第5次障害者計画においても「障害者基本計画(第4次)」で定めた基本理念を継承し、「自立の私・地域への和・共生の輪」の実現を目指して、施策の推進を図ります。

■基本理念

自立の私・地域への和・共生の輪

『自立のわ(私)』

障害のある人とその家族が、一人ひとりのわ(私)として地域の中で自立して安心・安全に生活できること

『地域のわ(和)』

障害のある人が、地域の一員のわ(和)として社会参加をし、夢や生きがいをもって地域社会に貢献できること

『共生のわ(輪)』

地域の住民が互いに協力し支えあうわ(輪)となり、障害の有無にかかわらず、共に生きるあたたかい絆があること

2 基本目標

これまでの施策を継承しつつ、本計画の基本理念となる『自立のわ(私)・社会のわ(和)・共生のわ(輪)』を実現するため、次の3つの柱を基本目標として定めます。

基本目標1

自立のわ(私)を支える『安心・安全のまちづくり』

障がいのある人の悩みや要望、提案などの声を聞きながらニーズを的確に把握しながら、生涯を住み慣れた地域で日常生活を送れるように、サービス提供主体の確保や質の向上を進めるとともに、相談支援体制の充実や権利擁護の推進、関係機関および関係分野との総合的な連携に努め、障がいのある人とその家族が、一人ひとりのわ(私)として地域の中で自立して生活ができ、安心・安全に生活できるまちづくりを目指します。

基本目標2

地域のわ(和)を築く『夢・生きがいのまちづくり』

障がいのある人が、日常生活の向上だけでなく、一人ひとりの意向やニーズに応じて積極的に、地域の一員のわ(和)として社会参加をすることができる環境づくりによって、障がい者が意欲を持ちながら夢や生きがいを実現し、それによって一人ひとりが地域社会に貢献でき輝けるまちづくりを目指します。

基本目標3

共生のわ(輪)を紡ぐ『絆・支え合いのまちづくり』

多くの交流活動を通じて障がいや障がいのある人に対する理解を促進するとともに、地域生活を支えるボランティア育成や、心のバリアフリーおよび生活空間のバリアフリーを推進し、ノーマライゼーションの実現を図り、地域の住民が互いに協力し支えあうわ(輪)となり、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくりを目指します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策分野	重点目標	主要施策
自立の私・地域への和・共生の輪	基本目標1 自立のわ（私）を支える 『安心・安全のまちづくり』	生活支援	相談支援体制等の充実	(1) 相談支援の強化
				(2) 権利擁護と虐待防止の推進
				(3) 情報アクセシビリティの向上
			福祉サービス提供基盤の充実	(1) 在宅生活・日中活動支援の充実
				(2) 居住支援の充実
		保健・医療	保健・医療の充実	(1) 母子保健支援の充実
				(2) 疾病予防と健康づくりの推進
				(3) 精神保健福祉施策の充実
				(4) 地域医療・障がい者医療の充実
	基本目標2 地域のわ（和）を築く 『夢・生きがいのまちづくり』	雇用・就労 教育・育成	ライフステージにあった支援体制の充実	(1) 就労・雇用の促進
				(2) 行政における雇用対策の推進
				(3) 療育体制・就学指導体制の充実
		社会参加	生きがい・交流支援の充実	(1) 生涯学習・スポーツ文化振興の推進
				(2) 地域活動・外出支援の充実
				(3) 障がい者団体の育成・支援
	基本目標3 共生のわ（輪）を紡ぐ 『絆・支え合いのまちづくり』	啓発・広報	理解と啓発活動の充実	(1) 障がいへの理解促進
				(2) 地域福祉ネットワークの構築
				(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進
		生活環境	安全・安心な生活の確保	(1) 住宅・生活環境の整備
				(2) 快適な外出への確保
				(3) 防災・安全対策の充実

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 相談支援体制等の充実

(1) 相談支援の強化

【現状と課題】

アンケート調査の結果、「悩みや困りごとなどの相談先」では、最も身近な家族や親戚、親しい友人・知人が非常に多くなっていますが、普段から関わることが多い施設指導員やホームヘルパー等事業所職員、相談支援事業所の相談支援専門員なども比較的多い結果(30 ページ参照)となっています。

当町では、町担当課の相談窓口、町内指定の相談支援事業所2箇所を主な相談窓口として、福祉や健康についての相談を受け付けているほか、地域における民生児童委員や障がい者相談員による相談支援活動が行われ、障がいのある人やその家族の支えとなっています。

気軽に相談できる身近な相談支援体制は、障がい者施策のなかでも重要な施策のひとつであることや、また、障がいのある人の悩みや、必要とするニーズも複雑化・多様化し、それに対応しきれる相談支援体制基盤の強化・連携を図る必要があります。

このようなことから、計画相談支援によるサービス利用への相談支援の充実が求められるとともに、今後、障がいのある人が生涯にわたって支援ができるよう、家族に対するケアを含めた専門性・継続性・広域性のある相談支援体制の強化が求められています。

【施策の方向】

潜在的なケースや困難なケースも含めて、一人ひとりの障がいの状況や能力、本人の意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報共有しながら、必要に応じた情報提供およびサービス利用に関する支援、適切な相談支援が行える体制づくりを推進します。

今後は、相談支援機能や地域移行・地域定着支援などの強化を図るため、専門職の配置や相談支援の拠点となる総合的な基幹相談支援センター設置について、圏域内の広域的設置も含めて早期に検討し、複雑化・多様化している障がい者のニーズに対するきめ細やかな対応が必要となっています。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
相談支援事業 (地域生活支援事業)	社会福祉士や精神保健福祉士などの専門的な資格をもった相談員が、障がい者などの福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。 町では、障がいの特性に応じ、3箇所の事業所に業務を委託しています。	町民生活課
身体障がい者・知的障がい者相談員	障がいを持つ方のさまざまな相談に応じて、必要な助言や指導を行っています。 (R2.3 現在 身体障がい者相談員2人、知的障がい者相談員1名)	町民生活課
民生委員・児童委員	地域のなかで援助を必要とする者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行っています。 (R2.3 現在 45人)	町民生活課
基幹相談支援センター	地域における総合的な相談業務や成年後見制度利用の支援を図り、相談支援の中核的な役割を担う機関として、圏域における広域設置を検討します。	町民生活課
自立支援協議会	障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目的に、障がいに関わる関係者が地域で抱えるさまざまな課題を分かち合い、その課題解決に向けた話し合いの場について、つがる西北五広域連合・自立支援協議会と連携し活用していきます。	町民生活課
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がい者および地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)を行います。 町では、2箇所の事業所を指定しています。	町民生活課

(2) 権利擁護と虐待防止の推進

【現状と課題】

判断能力が充分ではない障がい者に対する虐待や詐欺行為が全国的に発生していることから、このような人たちの生活を支えるため、権利擁護に関する制度や諸施策の充実が求められています。

アンケート調査の結果、「障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある経験」では、あると回答した方が3割以上と多くなっているものの、障がい者の人権や権利を支援する制度である成年後見制度に関する理解度は低い結果(34 ページ参照)となっています。

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されていることから、障がい者虐待などの権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、支援体制の整備、継続した支援が必要となっています。

当町では、青森県地域福祉権利擁護センター・あっぷるハート(青森県社会福祉協議会内)が実施している「日常生活自立支援事業」を、町社会福祉協議会と連携して普及啓発を図るほか、町の事業として成年後見制度の利用が困難な人に対して「成年後見制度利用支援事業」を実施し、その普及および利用支援に努めていますが、今後もより一層の周知による利用促進を図ります。

【施策の方向】

成年後見制度および日常生活自立支援事業の周知を図りつつ、地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を積極的に推進するなど、各制度の利用促進を図ります。

また、虐待防止に関する相談事業の連携強化を図るとともに、権利擁護に関する啓発にむけた取り組みを推進し、障がい者の権利侵害の防止に対する体制強化に努めます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
障がい者虐待防止対策事業 (地域生活支援事業)	障がい者の虐待を未然に防止するため、障害者虐待防止法の趣旨および内容について普及啓発に努めます。 また、障害者虐待防止法の規定に基づき町担当課窓口を設置した障がい者虐待防止センターの機能強化として、相談支援事業所や関係機関との連携強化を図り、虐待が起きた場合の早期発見・早期解決に努めます。	町民生活課
成年後見制度利用支援事業 (地域生活支援事業)	判断能力が十分でない人の財産などの権利を守る制度であり、審判の請求費用、成年後見人の報酬等必要となる費用を負担することが困難である者に対して助成を行います。	町民生活課
日常生活自立支援事業	青森県地域福祉権利擁護センター・あつぷるハート(青森県社会福祉協議会内)で、知的・精神上的の障がい等により判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行っています。 町社会福祉協議会と連携し、事業の普及啓発を推進します。	町民生活課

(3)情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

アクセシビリティとは、国の第三次障害者基本計画中における新しい概念であり、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさを指します。障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進することが必要です。

当町では、障がいのある人のサービス利用や障がい福祉制度の周知を図るため、「障害福祉サービス ガイドブック」の発行や町のホームページなどで情報を発信していますが、今後、障がいのある人が福祉に関する情報をより一層気軽に得られるよう、障がい者の特性に配慮した身近で多様な情報提供に努めるとともに、窓口で対応する職員の資質向上に努める必要があります。

【施策の方向】

近年、障害者基本法の法改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の施行、障害者自立支援法から障害者総合支援法への法改正、などさまざまな障がい者施策の関係法が公布・施行されています。令和2年3月27日には青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例、令和2年7月6日には青森県手話言語条例も施行されたため、障がい者の多様な意思疎通の手段についての理解促進、利用しやすい環境の整備に取り組んでいます。

当町では、「障がい福祉サービス ガイドブック」の改訂はじめ、障がいのある人やその家族、関係者が適正な情報を得られるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
情報提供	あらゆる人が快適で正確な情報を伝えられるよう、広報やホームページで、障がい福祉施策に関するさまざまな情報提供を、わかりやすく伝える創意工夫を図ります	町民生活課
障がい福祉施策の説明会	障がい福祉に関する諸制度の説明会、意見交換や出前講座を活用します。	町民生活課
障がい福祉サービスガイドブック	障がい福祉制度のガイドブックである「障がい福祉サービス ガイドブック」を、昨今の法改正に対応した内容に改め改訂します。 また、今後は、障がいのある人が圏域内で利用できる社会資源の情報提供についても作成を検討します。	町民生活課
意思疎通支援事業 (地域生活支援事業)	意思疎通支援を必要とする聴覚障がいのある人に対する手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣体制の整備に努めます。	町民生活課
手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話の習得ができます。	町民生活課 青森県聴覚 障害者情報 センター
西北五地区初めて手話を学ぶための体験講座	日常生活でよく使われるあいさつなどの手話単語や指文字などについて学ぶ初級手話講座を開催し、手話についての認識を広げます。	町民生活課 青森県聴覚 障害者情報 センター

2 福祉サービス提供基盤の充実

(1)在宅生活・日中活動支援の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るうえで、在宅生活を支えるには、日常生活用具や補装具等の補助用具給付事業と併せて、ホームヘルパーなどによる日常生活支援、身体介護や家事援助などの生活支援は必要不可欠です。

また、障がい者が地域生活での自立した生活を送るための日中活動の場の確保として、通所系サービスや訓練系のサービスの増進に努める必要もあります。

あわせて、障がい者の在宅生活を支える家族や介護者に対する支援の充実は、地域での暮らしを継続していくために必要な取り組みと考えます。

アンケート調査において、『現在利用しているサービス』と『今後利用したいサービス』を比較すると、全てのサービスで今後の利用希望が上回っている(32 ページ、33 ページ参照)ことが分かります

今後、サービス事業者や相談支援事業所などと連携して、障がいのある人やその家族のニーズを的確に把握し、計画的なサービス提供ができるよう、サービス基盤の整備を図ることも重要となります。

【施策の方向】

障がい者の地域における在宅生活を支える居宅介護等の訪問系サービスや、日中活動を支える通所系サービスや訓練系サービスなどについて、需要の増大に対応しながら、障がい特性に応じたサービス提供基盤の充実に努めます。

地域で暮らす障がい者のなかには、地域社会とのつながりが持てず孤立してしまうケースもあるため、地域活動支援センター事業などを通じて地域との交流を促進します。

また、介助している家族などの緊急時や一時的な休息に対応できるよう、障がい者を一時的に預かる場の充実に図り、障がい者の在宅生活・日中活動を支援します。

継続的にサービス利用の必要な方には、計画相談支援に基づくサービス利用計画を作成しながら支援を行います。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
居宅介護、重度訪問介護 (訪問系サービス)	障がいのある人の入浴・排せつ・食事の介護や、掃除・料理・洗濯などの家事の支援を行います。	町民生活課
生活介護 (通所系サービス)	日中に障がい者支援施設などで日常生活又は社会生活ができるよう、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	町民生活課
自立機能訓練、自立生活 訓練 (訓練系サービス)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。	町民生活課
短期入所	自宅で介護する人が一時的休息など負担軽減(レスパイト)のため、障がいのある人が障がい者支援施設に短期間宿泊します。	町民生活課
訪問入浴サービス事業 (地域生活支援事業)	自宅の浴室での入浴が困難な人に、簡易浴槽を持ち込んで、自宅での入浴サービスを提供します。	町民生活課
日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	障がいのある人が、家族の就労・病気・休息などにより介護ができないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行います。	町民生活課
地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	地域活動支援センターでの創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流等を行ないます。	町民生活課
日常生活用具給付等事業 (地域生活支援事業)	在宅で生活する障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。	町民生活課
補装具費支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするために補装具費を支給します。	町民生活課

(2) 居住支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査の結果、「今後3年以内に望む暮らし」において、基本的には在宅生活への希望が多いものの、将来的なグループホーム入居や障がい者支援施設入所など居住系サービスの利用希望も高い結果(26 ページ参照)となっています。

障害者総合支援法では、地域での生活を基本として、障がい者施設に入所している人や入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を進めています。

令和2年3月現在、27人が障がい者支援施設に入所、27人がグループホームに入居して生活しています。

町内には、現状、地域生活に移行をする受け皿となるグループホームが1箇所よりなく、地域生活へ移行を希望する障がいのある人の受入れや地域で自立した生活を送るための施設整備等の充実が急務の課題となっています。

一方、地域で生活することが困難な障がいのある人に対しても、今までどおり圏域内に整備されている障がい者支援施設等の入所施設が必要とされています。

【施策の方向】

障がい者やその家族の高齢化などの将来的な問題を勘案した場合に、やむを得ない場合には障がい者支援施設の入所支援の必要性もあるものの、国の基本指針に定める入所施設や医療機関などからの地域移行の推進を図るため、地域生活を希望している障がい者の受け皿として、夜間や休日などに対応可能なグループホームの支援の必要性について、新規での整備促進に加えて既存の社会資源の利活用や空き家再生利用等も含めて支援を検討していきます。

また、介護保険事業との連携による、障がい者やその家族の高齢化対応の強化にも努めていきます。

個々の実情に対応した支援を行っていくため、計画相談支援に基づくサービス利用計画を作成、圏域内の関係機関と連絡・調整し、必要に応じてつなぎの短期入所利用を行うなどをして、グループホーム入居や施設入所に繋げるためのきめ細やかな居住支援を行います。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が地域で自立した生活を送るための生活の場として、夜間や休日を共同生活する居住支援で、相談や日常生活上の援助を提供するとともに、必要な場合には、入浴や食事等の介護サービスも提供します。	町民生活課
施設入所支援	地域で生活することが困難な障がいのある人に対して、圏域内の障がい者支援施設への施設入所により、夜間や休日に入浴や食事等の介護サービスを提供します。	町民生活課

3 保健・医療の充実

(1) 母子保健支援の充実

【現状と課題】

当町では、保健事業として、乳幼児に対する各種健康診査、家庭訪問および相談事業を実施し、疾病の早期発見・早期療育と育児不安の解消を図っています。

疾病や障がいの疑い、何らかの問題が認められる乳幼児および保護者に対して、専門的な訓練や療育、相談機関につなげ、心身の発達を促すよう専門職種による相談事業を実施しています。

【施策の方向】

乳幼児期の保健事業のより一層の充実を図るとともに、小児科医の助言を受けながら、心身の発育・発達や障がいなどの心配がある乳幼児について適切な訓練や療育、相談につながるよう、保育所、相談支援事業所、児童相談所等との関係機関との連携強化を図ります。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
妊婦委託健康診査	母体と胎児の健康保持増進および異常の早期発見・早期治療を目的に、町が委託している医療機関において 14 回公費で受診できる健康診査を実施します。	健康保険課
乳児健康診査	4 か月児、10 か月児を対象に、小児科診察、身体計測、発達確認を行い、心身の発育を診査します。	健康保険課
7 か月児健康診査	7 か月児を対象に、身体計測、発達確認、育児・離乳食相談、むし歯予防指導を実施します。	健康保険課
1歳6か月児健康診査	小児科歯科診察、身体計測、発達確認、心理士・保健師・栄養士による相談支援を実施し、心身の発育・発達に関する早期発見・早期対応と育児不安の軽減を図っています。	健康保険課
3歳児健康診査	小児科歯科診察、身体計測、尿検査、聴覚検査、発達確認、心理士・保健師・栄養士による相談支援を実施し、心身の発育・発達に関する早期発見・早期対応と育児不安の軽減を図っています。	健康保険課
家庭訪問	ハイリスク妊婦を対象に訪問し、必要な助言・指導を行い、妊娠・出産への不安解消を図ります。 産婦及び生後4か月までの乳児すべての家庭を訪問し、母子の心身状況や養育環境などを把握し、安心して子育てできるよう支援します。	健康保険課
乳幼児育児相談	乳幼児の発育・発達や育児全般に関する相談について、保健師・栄養士が随時対応し必要な助言を行います。	健康保険課
親子リフレッシュタイム	乳幼児期を持つ母親同士の交流の場を提供し、育児不安の解消や心のリフレッシュの場となるように支援しています。	健康保険課

(2) 疾病予防と健康づくりの推進

【現状と課題】

心身の健康づくりとして、病気の早期発見や早期治療にとどめるだけでなく、病気を予防する「一次予防」の重視と健康寿命を延伸させることを目標に、当町では、「朝ごはん条例」や「健康つるた 21」を制定し、町民の健康づくりのための保健事業を展開しています。

【施策の方向】

町民が生涯を通じての健康管理ができるように、乳幼児期からの健康づくりや、生活習慣病予防を目指した保健事業の充実を図り、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療、および健康状態の維持・改善につながるよう努めます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
特定健康診査 (特定健診) がん検診	生活習慣病予防やがんの早期発見のために特定健診及びがん検診を実施します。	健康保険課
特定保健指導	メタボリックシンドローム該当者や予備群の方等を対象に、食事や運動等を見直し、生活習慣病を予防するため保健指導を実施します。	健康保険課
健康相談	心身の健康についての正しい情報を提供し、疾病の予防・早期発見、健康の保持・増進を図ります。	健康保険課
健康教育	生活習慣病予防のための食生活、運動、その他健康づくりに関する集団健康教育を行ないます。	健康保険課
健康運動教室	身体機能を維持し、転倒等により障がいになることを予防するため、健康運動教室等を通じた意識的に体を動かす機会の拡充を図るなど運動指導の充実を図ります。	健康保険課
家庭訪問	健診要指導者や重症化予防対象者、健診未受診者等に対し、保健師や栄養士などが訪問し、保健指導を実施します。	健康保険課

(3)精神保健福祉施策の充実

【現状と課題】

近年、社会環境の複雑化や多様化のため、ストレス等心の健康を損なう要因が多く存在しています。統合失調症やうつ病などは、だれもがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲の者から気づかれにくく、その対策の必要性が指摘されています。

当町では、健康教育や訪問指導、こころの健康相談といった保健事業をはじめ、精神障がい者家族会の開催や自殺対策などの取り組みを推進しています。

今後は、医療機関を退院する精神障がい者の受け皿が少ないなどの課題があり、関係機関や保健所と連携しながら支援体制の強化を図っていく必要があります。

また、障害者総合支援法においては、入院中の精神に障がいのある人の地域生活への移行に対する取り組みが盛り込まれており、今後は、施設に入所している障がいのある人が地域で生活することが多くなると考えられます。地域における障がいのある人やその家族に対する支援体制の整備はもちろんのこと、障がいや障がいのある人に対する周囲の理解と協力が得られるよう啓発を行っていく必要があります。

【施策の方向】

精神障がい者の社会復帰と自殺者の減少など、偏見がなく安心して生活を送れるような地域社会づくりを目指して、障がい者本人やその家族、関係者やボランティア等が一体となって、心の健康づくりと居場所の確保、精神障がいに対する理解の促進を図ります。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
精神障がい者家族会	精神障がい者を持つ家族が集い、病気に対する理解を深め、社会復帰を目標に学び合い、家族同士の交流を図るとともに、社会における偏見を是正するように努めていきます。	健康保険課
相談支援事業 (地域生活支援事業)	地域で生活している精神疾患などを持つ人や家族の生活サポートについて、地域活動支援センター翔において専門員による相談支援を実施しています。	町民生活課
傾聴サロン	心理的なストレス状態にある人を支えるために、こころの声を傾聴する姿勢と技術を学んだ傾聴ボランティアによる傾聴サロンを開催し、自殺対策の一環として支援していきます。	健康保険課
傾聴ボランティア養成講座	こころの声を傾聴する姿勢・技術を身につけ、地域で実践できる人材を養成するために、傾聴ボランティア養成講座を隔年で実施しています。	健康保険課
自殺対策講演会	自殺対策に関する正しい知識を普及し、住民自身が地域の中でできることは何かを考える機会を提供するために自殺対策講演会を開催しています。	健康保険課

(4) 地域医療・障がい者医療の充実

【現状と課題】

アンケート調査の結果、「希望する暮らしを送るために必要な支援」では、経済的な負担の軽減が最も多くなっているものの、次いで、必要な在宅サービスが適切に利用できること(26 ページ参照)となっています。

当町の医療体制については、つがる西北五広域連合における自治体病院機能再編計画により、隣接する五所川原市に中核病院となる「つがる総合病院」が平成 26 年 4 月より開業しています。

この再編計画により、鶴田町立中央病院も「鶴田診療所」として診療所化されていますが、医療体制の充実が町民の生命と健康を守る重要な施策であり、再編後における地域の各医療機関の連携強化が必要不可欠であり、今後とも、誰もが質の高い医療を安心して受けられる環境を確保していくことが求められています。

【施策の方向】

圏域全体での地域医療を支えるため、関係機関との連携を強化し、各種医療制度の適正な利用を図りながら、それぞれの障がい種別や特性、状況に応じた適切な医療サービスが受けられる体制と環境づくりに努めます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
中核病院・診療所連携 地域医療体制	圏域全体で地域医療を支えるため、中核病院と周辺のサテライト医療機関の緊密な連携のもとに、地域住民の医療ニーズに対応します。	つがる西北五広域連合
救急医療体制	町内医療機関では対応できない緊急あるいは重度のケースについては、中核病院における救急医療体制の機能を維持していきます。	つがる西北五広域連合
かかりつけ医	医療機関などの協力を仰ぎ、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を進めます。	鶴田診療所 町内各医院
更生医療 (自立支援事業)	身体障がい者の日常生活能力などを回復するために必要な医療に対し、医療費を給付します。	町民生活課
育成医療 (自立支援事業)	18 歳未満の身体障がい児の日常生活能力などを回復するために必要な医療に対し、医療費を給付します。	町民生活課
精神通院医療 (自立支援事業)	精神疾患のために、継続的な精神通院による治療を受けている人に対し、医療費を給付します。	町民生活課
重度心身障がい者医療	重度の障がい者が医療を受けた場合に、保険診療の範囲内で、医療費の自己負担部分を申請により助成します。	町民生活課

4 ライフステージにあった支援体制の充実

(1) 就労・雇用の促進

【現状と課題】

アンケート調査の結果、「仕事をしていない18～64歳の就労意向」では、4割の方に就労意向があり、職業訓練に関しては4割近くが受講中、2割以上が受講希望(29ページ参照)となっています。

また、障がい者の就労支援として必要だと思うことでは、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」などのほか、「職場の障がい者理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」など(30ページ参照)が多くなっています。

一般就労については、ハローワークや隣接するつがる市に設置されている障がい者就業・生活支援センター、圏域内の障がい者就業支援事業所などが連携して、障がい者雇用の底上げや職業適応への支援を行っています。

また、一般企業に勤めることが困難な場合の、就労の場の確保も重要な課題であり、障害者総合支援法に基づく就労系サービスが行われています。

障がい者雇用に理解を示す企業が増えつつありますが、一般就労したい障がいのある人を受け入れる企業数としては、まだ十分な状況にはなっていません。

引き続き、自立支援協議会における就労支援部会での取り組みやハローワークなどと連携して就労に結びつく支援体制を作り、きめ細やかな企業情報の提供、短時間就労週休のための企業啓発、就労系サービスの充実が必要であり、地域および関係機関と一体となった障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

さらに、国では、特別支援学校や特別支援学級等の学校在籍者に対しても、就学中に卒業後の就労に向けての職業的アセスメントを推進しており、一般就労に向けての訓練等が求められてきています。

【施策の方向】

町として今後もより一層、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター月見野との連携強化・活用による登録や求職活動の継続を行うとともに、障害者総合支援法による就労移行支援や就労継続支援などの就労系サービスの提供体制の確保に努め、関係機関における各種適応支援制度の活用を図りながら民間企業に対する働きかけを行い、障がい者就業の拡大を図ります。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
自立支援協議会・就労支援部会	一般就労のために必要な支援体制を整えるため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会就労支援部会で、地域の問題の掘り起こしとその解消に向けた検討を行ないます。	町民生活課
障がい者就業・生活支援センター	一般就労を希望する人に対し、的確なアドバイスや企業側との調整などの必要な支援を行うため、相談支援事業者やハローワーク、などの専門機関と連携を図ります。 就業支援担当者と生活支援担当者が連携・協力して就業面および生活面の一体的な支援を行います。	町民生活課
就労移行支援 (就労系サービス)	就労を希望する障がい者に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行います。	町民生活課
就労継続支援A型 (就労系サービス)	企業などに就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳以下の人に訓練を行います。	町民生活課
就労継続支援B型 (就労系サービス)	就労継続支援を利用したが、一般企業に結びつかなかった人や一定年齢に達し、就労の機会を通じて知識や向上維持が期待される人に訓練を行います。	町民生活課
就労定着支援 (就労系サービス)	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	町民生活課
自動車改造費助成事業 (地域生活支援事業)	就労などのため、重度の肢体障がいのある人が自らの自動車を改造にかかる費用について、1人につき10万円を限度に助成します。	町民生活課
自動車運転免許取得費助成事業 (地域生活支援事業)	障がいのある人が普通自動車免許を取得する場合、その自動車免許の取得にかかる費用について、1人10万円を限度に助成します。	町民生活課
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図る目的に、社会福祉協議会で資金の貸付を行なっています。	鶴田町社会福祉協議会

(2)行政における雇用対策の推進

【現状と課題】

令和2年度現在、行政機関の法定雇用率 2.5%に対して、当町では雇用について、現状では特別に障がい者の採用職種枠を設定することなく、健常者・障がい者問わず採用試験を行っています。

民間企業などへの理解促進を図るためには、まず行政が率先して行動していく必要があることから、障がい者の採用職種枠の設定を含めて、障がい者雇用に対して理解を示し、働きやすい環境づくりと積極的な雇用を実践していく必要があります。

【施策の方向】

当町における令和 2 年度現在の障がい者の雇用率は 2.33%ですが、障がい者の就労環境の整備と職員に対する理解を促進し、行政自らが障がい者の積極的な雇用に努めます。

青森県でも、障がい者のライフステージ支援、とりわけ障がい者雇用の支援を関係機関との連携のもと様々行っており、当町としても障がい者就業・生活支援センターや相談支援事業所などと連携を図りながら、障がい者雇用の対策を推進していきます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
障がい者採用枠	現状では、障がい者の採用職種枠を設定していませんが、今後の検討により雇用の拡大、法定雇用率の早期達成を目指していきます。	総務課
障がい者雇用促進ステップアップ事業	青森県では、事業主への障がい者雇用啓発と障がい者への雇用支援を一体的に行うことによって、障がい者雇用を促進しています。	青森県
委託訓練制度	青森県では、職業訓練における実践能力習得訓練コース受講者への訓練手当の支給などを行い、障がい者雇用を促進しています。	青森県
短期職場実習	青森県では、障がい者雇用未経験の事業所や障がい者法定雇用率未達成の事業所に対して、障がい者の短期職場実習を行うことによって、障がい者雇用を促進しています。	青森県
職場適応訓練事業	青森県では、中高年者や障がい者等の就職困難な求職者が、実際の職場で作業訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせるため、事業主に対して訓練を委託し、就職の促進を図っています。	青森県
農福連携による障がい者就労促進事業	各県民局の地域農林水産部において、農業就労体験を実施することにより、福祉サイドと農業サイドとの連携を推進する取り組みを試みています。 現在は、県の事例を参考に鶴田町の取り組みを検討していきます。	青森県

(3)療育体制・就学指導体制の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもが、適切な支援を受けることができるよう教育支援体制の確立が重要となります。そのためには、出来るだけ早期に障がいを発見し、必要な治療及び一人ひとりの適正等を考慮した療育・教育など、必要な支援を行うことが不可欠です。

また、地域で必用な療育・教育が受けられるよう、医療機関、行政機関、障がい福祉サービス事業所、保育所等が一体となり連携を蜜にして、障がい児個々の状況に応じた適切な療育・教育・指導が行われるよう努める必要があります。

【施策の方向】

乳幼児期から小・中学校および高等学校の就学期、成人してからの就労期まで関係機関との適切な連携および情報共有を図るためのネットワークを構築し、乳幼児期からはじまるライフステージを通しての状況を把握しながら、早期からの一貫した相談支援体制の充実に努めていきます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
健康診査	妊婦や乳幼児の健診や各種相談指導を通して、障がいや発育・発達の遅れなどの早期発見、早期療育を促します。	健康保険課
自立支援協議会・児童療育部会	乳幼児期から成人期までのライフステージに携わる保健・医療・福祉・教育・就労の関係者で、発達支援に関する課題やその解決方法を検討していき、連携を図ります。	町民生活課
障がい児保育	保育に欠け、かつ障がいのある子の健全な成長発達を促進するため、他の児童との集団保育の実施し、また、幼稚園においても、障がいのある子の就園の受入体制を整備します。	町民生活課
児童発達支援 (障がい児系サービス)	未就学期の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、障がい児の成長を促進します。	町民生活課
教育支援委員会	障がいや疾病をかかえる児童に対して専門的な立場から調査・審議を行い、必要な助言や指導を行います。	教育委員会
特別支援教育	障がいや発達の遅れのある子のもつ能力や特性を最大限に伸ばし、それぞれの障がい及び教育的ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を構築します。	教育委員会 小中学校
放課後等デイサービス (障がい児系サービス)	就学期の障がい児に対して、授業終了後の放課後や休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所を確保します。	町民生活課
インクルーシブ教育システムの構築	障がいのある子ども一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、医療機関や特別支援学校等の専門機関と連携し、多様な教育相談に対応できる体制を整え、十分な情報提供の元、本人・保護者の意見を最大限に尊重しながら、適切な教育支援を行います。	教育委員会 小中学校

5 生きがい・交流支援の充実

(1)生涯学習・スポーツ文化振興の推進

【現状と課題】

障がい者スポーツの役割は、障がいのある人の体力の維持、増進、残存能力の向上や、障がい者に対する理解を促すものとして行われてきています。

特に、スポーツはリハビリテーションの重要な方法として位置付けられ、身体的・精神的・社会的それぞれに優れた効果があるとされています。

また、文化・芸術活動においても、障がいのある人の個性や趣味を広げることにより、地域における交流活動の場として展開される効果をもたらします。

アンケート調査から、趣味・スポーツを目的として外出する障がい者は全体的にまだ少ない傾向にある結果(27 ページ参照)でしたが、徐々に障がい者が健常者と変わらない人生を送れるノーマライゼーションの理念に基づく支援が、社会全体から求められています。

障がいのある人がそれぞれの障がいに応じたレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行なうとともに、地域で気軽に楽しむことができるように、参加する機会の拡充を図る必要があります。

【施策の方向】

町としては、地域生活支援事業における社会参加支援事業について検討するとともに、障がい者が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しながら、障がい者のニーズに応じたイベント・講座などの開催とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障がい者団体による自主活動などの促進を図るとともに、障がい者向けスポーツ大会などへの社会参加活動を支援して、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
スポーツ・レクリエーション教室開催等 (地域生活支援事業)	障がい者スポーツ大会など各種大会に選手を派遣するなど、障がい者スポーツやレクリエーション活動の普及と振興に努めます。	町民生活課
文化芸術活動振興事業 (地域生活支援事業)	文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努め、障がいのある人自らが創作した芸術作品などを発表できる機会づくりに努めます。	町民生活課

(2)地域活動・外出支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査によると、外出の目的は、医療機関への受診、通勤・通学・通所や買い物など様々な目的(27 ページ参照)である事が分かります。

ただし、障がいがあるために外出する際に支援者が必要なことや、様々な理由で外出時に困ることがあるとした結果 27 ページ・28 ページ参照)も見受けられます。

また、同行援護や行動援護などの外出支援系サービスに関して、利用状況と比較して利用希望が高い結果(32 ページ、33 ページ参照)となっています。

障がい者の外出支援における対策としては、ホームヘルプサービス(居宅介護)での通院等介助による支援、視覚障がい者への外出支援として同行援護、外出時に危険を回避する行動支援を必要とする知的障がい者や精神障がい者への外出支援として行動援護、および、余暇活動等で利用可能な地域生活支援事業による移動支援事業により実施しています。

昨今では、全国的に障がい者の通学、通勤にかかる移動支援事業の活用も検討されており、より利用者のニーズに柔軟な対応ができるよう、サービスの確保を図ります。

【施策の方向】

障がいの有無に関わらず、自由に外出・行動する権利はあり、移動の手段を確保することはとても重要で、日常生活の行動範囲が広がることはもちろんですが、積極的な社会参加にもつながります。

外出支援策については、さまざまなサービスの組み合わせにより、障がい者やその家族の状況や外出目的などに応じたきめ細やかなニーズに対応できる体制の強化に努めます。

近年における移動支援事業への障がい者の通学、通勤への適正な活用についても検討し、より利用者のニーズに柔軟な対応ができるよう、サービスの確保を図ります。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
同行援護 (訪問系サービス)	重度の視覚障がい者で移動に困難を有する障がい者などに対して、外出時に同行し、移動時やそれに伴う外出先での必要な情報提供や援護を行います。	町民生活課
行動援護 (訪問系サービス)	重度な行動障がい者を有する知的障がい者、精神障がい者などに対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護を行います。	町民生活課
移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な方に対して、余暇活動や買い物等の地域における自立生活および社会生活などへの外出を支援します。 また、適正な範囲での通学、通勤における移動支援事業の活用についても、検討に努めます。	町民生活課

(3)障がい者団体の育成・支援

【現状と課題】

障がい者の当事者や家族会などが、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などを中心にさまざまな活動をしています。

しかし、団体に加盟する会員の減少や活動を支える人材、活動資金の確保などが課題としてあげられており、当町として各種団体の活動支援を行うとともに、障がい者施策を協働して実施するなどの連携強化が必要です。

【施策の方向】

障がい者の家族の加入を促進し、障がい種別を越えた交流の促進など、社会福祉協議会などの関係団体の協力を得ながら活動を支援していきます。

障がい者施策を推進していくうえで情報共有を図り、意見を反映させるなどして、当事者たちの意向を組み入れた事業実施に努めます。

また、地域生活支援事業のうちの必須事業である自発的活動支援事業を実施します。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
自発的活動支援事業 (地域生活支援事業)	障がい者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現に努めます。	町民生活課

6 理解と啓発活動の充実

(1)障がいへの理解促進

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

当町は、これまで関係機関と連携を図りながら、広報啓発をはじめ、障がいのある人や関係団体を支援してきましたが、さらに障がいのある人や関係団体と連携を強化して、地域住民が障がいに対する理解を深めるとともに、障がいの有無にかかわらず、共に生きるあたたかみのあるまちづくりを推進していく必要があります。

【施策の方向】

障がいの有無に関わらず、さまざまな人たちとの交流機会や福祉教育の機会の創出を図り、さまざまな触れ合いや機会を通じて、障がいや人権に対する理解を深めるための取り組みの促進を図ります。

また、地域生活支援事業のうちの必須事業である理解促進研修・啓発事業の実施に関して、引き続き検討します。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
理解促進研修・啓発事業 (地域生活支援事業)	障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁(バリアフリー)」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	町民生活課
交流促進事業	家族会・当事者の会などの、各団体相互の交流や情報交換の場を設け、団体間の連携強化を図ることに努めます。	町民生活課
老人クラブ活動	老人クラブ活動において、障がいに対する理解と認識を深めるためのプログラム開催等について検討します。	健康保険課

(2) 地域福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

核家族化の進行により、住民間のつながりが希薄化するなど相互扶助機能の低下がいわれている中、地域のさまざまな問題に直面しながら、その対応に不安を抱えながら生活している障がいのある人も少なくありません。

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく地域住民が主体的に対応し支えていくことが求められていることから、地域福祉を担う人材を発掘し、それらの人々に活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取組みが必要となっています。

当町では、ほのぼのコミュニティ21推進事業について社会福祉協議会に委託し、住民参加による地域福祉活動を推進しておりますが、地域活動やボランティア活動が地域福祉の充実には欠かせない大きな支えとなることから、今後も活動の人材確保、活動の活発化につながる支援が求められています。

【施策の方向】

社会福祉協議会ははじめ関係機関と連携しながら、ボランティア活動が活発に行われるように、活動団体に対する支援の充実を図るとともに、町民に対してさまざまな情報提供などを図り、積極的な活動参加を促進します。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
ほのぼのコミュニティ21推進事業	町民参加による地域福祉活動を総合的に推進するために、見守りネットワークコーディネーターを配置し、在宅一人暮らしの老人や寝たきり老人、障がい者などの見守り支援ネットワークの構築や連絡会議などを通して、誰もがともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉社会の実現に向けて取り組んでいます。	町民生活課
要配慮者世帯等除雪支援事業 (地域支え合い事業)	地域住民等で組織する団体が要配慮者世帯の住宅から公道までの除排雪および避難路の確保等を行った場合に、その費用の一部を助成して、地域での支え合い活動の推進を図ります。	町民生活課
地域福祉ネットワーク	障がいのある人のニーズに寄り添ったボランティア活動の発掘や情報が提供できるよう社会福祉協議会などとの連携を図りながら、家庭、地域、福祉団体、行政などが一体となった地域福祉ネットワークづくりを進めます。	町民生活課

(3)障がいを理由とする差別の解消の推進

【現状と課題】

アンケート調査の結果、「障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある経験」では、あると回答した方が3割以上と多くなっており、差別や嫌な思いをした具体的な場所では、外出中、学校・仕事場住んでいる地域、病院などの医療機関などが多く挙げられており(34 ページ参照)、障がい者はごく身近な生活の場所での差別や偏見を感じている状況にあります。

障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 28 年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための施策及び合理的配慮の推進が必要です。

【施策の方向】

障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、町職員を含めた理解の促進を図ります。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
差別の解消の推進	国や県と連携し、障がい者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	町民生活課
町職員に対する理解の促進	行政手続きや選挙などにおける障がい者への配慮に関する県のマニュアルに基づき、職員に対する周知と職員対応の向上を推進します。	町民生活課

7 安全・安心な生活の確保

(1)住宅・生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造であることが重要であり、近年、住宅メーカーなどでは、バリアフリーに配慮した住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

当町においても、今後の公営住宅の建設にあたっては、手すりの設置や建物内外の段差解消、スロープの設置などにより、バリアフリーに配慮した住環境の整備に努めますが、さらに障がいの種別に関係なく、誰もが使えることができるユニバーサルデザインを取り入れた住環境の整備が必要となっています。

個人住宅では、住宅改修などの実施により、障がいのある人や高齢者にとって住みよい住宅の確保への支援を行っていますが、適切な相談や支援が行えるよう、施策の充実が求められています。

また、冬期間における除雪対策の更なる充実も求められています。

【施策の方向】

障がいの有無に関わらず、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたって、公営住宅の整備や住宅改修費助成事業などを実施して、障がいのある人が暮らしやすい住宅・生活環境を整備し、バリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図ります。

また、当町では、冬期間における除雪対策として、地域支え合い事業を実施し、要援護者世帯に対する各地域団体の除排雪作業などにかかる費用について助成を行っています。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
ユニバーサルデザイン 公営住宅の整備	日中活動できる場所の近くに、障がいの種別に関係なく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅を整備・建替します。	町民生活課 建設整備課
住宅改修費助成事業 (地域生活支援事業)	下肢などの障がいのある人が住む家に対して、手すりやスロープの設置、洋式便器の取替えなどの改修に係る費用を助成します。 改修の回数は障がい者が現に居住する住宅について1回限り、上限は20万円までとなっています。	町民生活課
要援護者世帯等除雪 支援事業 (地域支え合い事業)	地域住民等で組織する団体が要援護者世帯の住宅から公道までの除排雪および避難路の確保等を行った場合に、その費用の一部を助成して、地域での支え合い活動の推進を図ります。	町民生活課

(2) 快適な外出への確保

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活ができるように、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人の安全な暮らしの確保を図らなければなりません。

また、障がいのある人が地域社会へ積極的に参加していくため、公共交通機関の整備促進や安全な移動を確保する必要があります。

【施策の方向】

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進し、町民の誰もが安心して外出できる環境づくりを進めます。

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
福祉環境施設の整備	公共施設を対象に出入口、廊下、トイレ、駐車場など障がいのある人のニーズに応じた整備・改善に努めます。	町民生活課 建設整備課
歩行空間の整備	障がいのある人にとって、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の拡幅整備、段差解消、点字誘導用ブロックの設置、階段のスロープ化に努めます。	町民生活課 建設整備課
交通安全施設の整備	音響式信号機や弱者感应式信号機の増設、防犯カメラの設置等を関係機関に要望します。	町民生活課 建設整備課
歩道除雪体制の強化	歩道除雪対象路線の拡大に努めるほか、坂道には凍結防止剤や特殊舗装化に努めます。	町民生活課 建設整備課
移送サービスの確保	車両移送による福祉有償運送事業、外出支援サービス事業の活用により、移動手段の確保に努めます。	町民生活課

(3)防災・安全対策の充実

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して生活するためには、災害時において情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

東日本大地震や熊本地震などの地震災害や近年の頻出する台風災害などの発生を契機に、防災への関心が高まり、障がいのある人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。

アンケート調査において、災害時の一人での避難ができないもしくはわからないとした回答は半数以上を占め、障がい者が単独で避難することが困難な状況だとうかがえます。また、火事や災害時に困ることでは、避難場所の設備(トイレ等)や生活環境、安全なところまで、迅速に避難することができない、投薬や治療が受けられないなど(35 ページ参照)様々な不安を抱えています。

日頃からの防災対策を講じるとともに、障がいのある人に配慮した福祉避難所の整備や介護や医療の確保など、支援体制の充実を図らなければなりません。

また、障がいのある人の日常の安全を確保するため、緊急通報システムや聴覚障がい者専用ファクシミリの設置など、緊急時の情報伝達の充実を図ります。

【施策の方向】

当町では、地域支え合い事業を実施しており、地域団体の自主防災組織立ち上げの促進を図るとともに、災害時に備えて福祉避難所の協定を締結や、要援護者世帯の把握に向けてのシステム事業を展開しており、今後とも、災害時における支援体勢の連携強化を図ります。

また、令和2年度現在において、以下 14 箇所の福祉施設等を福祉避難所として指定しており、障がいを持つ人や高齢な人の災害時の避難場所確保に努めています。

◎(社)鶴田町社会福祉協議会(鶴遊館)
◎(社)共生会 飛翔食房
◎(社)鶴松会 鶴松園
◎(有)さくらファーム グループホームさきしり
◎(有)田中運送 グループホームたなか
◎(株)大東 グループホーム鶴泊の家
◎(株)いかり商事 アップル鶴の里

◎(社)鶴田町社会福祉協議会 鶴東館
◎(社)共生会 グループホームはばたけ寮
◎桂久会 湖水荘
◎(有)ひら岡 グループホームひら岡
◎(有)三浦建設 グループホーム福寿荘
◎NPO 法人 グループホームさくら荘
◎(社)鶴田町社会福祉協議会 鶴のまどい

【主な実施(予定)事業】

施策項目	取組内容	担当課
避難行動要支援者名簿システム (地域支え合い事業)	社会福祉協議会に委託して、民生委員・児童委員や関係機関などにより、日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、日常的な見守り体制や災害時における地域支援体制のシステム整備を推進します。	町民生活課
福祉避難所	障がいのある人や高齢者などに配慮した福祉避難所について、町では14箇所と協定締結を行っており、災害時における避難生活の不安の解消を推進します。	町民生活課
福祉安心電話サービス	障がいある世帯で、急病や事故などの緊急時に消防署や近隣の協力者に通報できる緊急通報システムの推進に努めます。	健康保険課 鶴田町社会福祉協議会
ファックス119	聴覚や言語機能に障がいのある人からの災害通報や救急要請を受ける専用ファクシミリを消防署に設置し、即応体制の充実に努めます。	五所川原地区消防事務組合
メール119	携帯電話やインターネット端末機から電子メールを利用して、聴覚や言語機能に障がいのある人からの災害通報や救急要請に応じます。	五所川原地区消防事務組合
ネット119	GPS機能が搭載しているスマートフォン等からインターネット回線を経由して、聴覚や言語機能障がいのある人からの災害通報や救急要請に応じます。	五所川原地区消防事務組合

第 5 章 障害福祉計画及び 障害児福祉計画

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

当該目標値の設定に当たっては、国の指針に基づき、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

項 目	数 値	考 え 方
【実績】施設入所者数	27 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【見込み】施設入所者	26 人	令和5年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活移行者数 ※1	1 人	令和5年度末時点の施設入所からグループホーム等への移行見込み
【目標】削減見込人数 ※2	1 人	令和5年度末までの削減見込人数

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、グループホームや自宅へ移行した者の数を指します。

※2 削減見込人数は、令和2年～5年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数を指します。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して成果目標を設定します。

保健・医療・福祉関係者による協議の場について、令和5年度末までに複数市町村による共同での設置を目指します。

(3)地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応することができるよう、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた拠点等が必要です。

具体的には、①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える、②体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がい者等の地域での生活を支援するための拠点づくりの整備が必要になります。

地域生活支援拠点等については、令和5年度末までに必要な地域生活拠点等を圏域内で確保し、その機能充実のため年1回の運用状況を検証及び検討することを目指します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和元年度の移行実績の1.27倍以上を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
【実績】一般就労移行者数	1 人	令和元年度実績
【目標】一般就労移行者数	2 人	令和5年度目標:令和元年度実績の1.27倍以上

②就労定着支援事業の利用率

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着支援の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターに関しては、令和2年4月につがる西北五圏域に設置済みです。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制については、圏域内にて体制整備済みです。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に1カ所以上確保することを目指します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(地域の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成等)を実施する体制の確保を基本としています。

これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターがその機能を担う必要があるため、令和4年度末までに基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化と、新興感染症にも適切に対応できる各種機関との連携体制の構築を目指します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためにも県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修へ参加し、障害者総合支援法の具体的な内容の理解に努めます。また自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取り組みを行います。

2 障がい福祉サービス等の推進

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1)訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス)の提供体制の充実と質の向上を図ります。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	町民生活課
重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。	町民生活課
同行援護	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。	町民生活課
行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	町民生活課
重度障がい者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します。	町民生活課

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	利用者数(人)	27	22	27	23	27	24
	利用時間 (時間/月)	335	303	335	221	335	213

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	利用者数(人)	25	26	27
	利用時間 (時間/月)	225	234	243

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護)及び短期入所事業を充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。	町民生活課
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	町民生活課
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	町民生活課
就労継続支援(A型)	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	町民生活課
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	町民生活課
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者について、企業への就労が定着できるように、企業・自宅等への訪問等によって課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。	町民生活課
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	町民生活課
短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	町民生活課

①生活介護

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	利用者数(人)	57	51	63	53	69	55
	利用量(人日/月)	1,104	993	1,179	1,086	1,254	1,019

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数(人)	57	59	61
	利用量(人日/月)	1,083	1,121	1,159

②自立訓練

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	2	3	2	3	2	2
	利用量(人日/月)	28	41	28	37	28	22
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	7	8	7	5	7	3
	利用量(人日/月)	109	53	109	53	109	49

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	2	2	2
	利用量(人日/月)	22	22	22
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	1	1	1
	利用量(人日/月)	11	11	11

③就労移行支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労移行支援	利用者数(人)	11	8	12	3	13	4
	利用量(人日/月)	280	129	348	39	416	57

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数(人)	2	1	1
	利用量(人日/月)	28	14	14

④就労継続支援A型

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	17	19	20	18	23	19
	利用量(人日/月)	372	389	433	370	494	366

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	19	19	19
	利用量(人日/月)	380	380	380

⑤就労継続支援B型

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	27	34	30	46	33	45
	利用量(人日/月)	386	544	429	780	472	658

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	45	45	45
	利用量(人日/月)	658	658	658

⑥就労定着支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
就労定着支援	利用者数(人)	-	0	-	0	-	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0

⑦療養介護

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
療養介護	利用者数(人)	3	0	3	0	3	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数(人)	0	0	0

⑧短期入所

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	-	4	-	5	-	5
	利用量(人日/月)	-	35	-	70	-	70
短期入所(医療型)	利用者数(人)	-	0	-	0	-	0
	利用量(人日/月)	-	0	-	0	-	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	6	7	8
	利用量(人日/月)	72	84	96
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

(3) 居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や電話・メール等によって生活状況を確認し、必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。	町民生活課
共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	町民生活課
施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	町民生活課

① 自立生活援助(新設サービス)

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	利用者数(人)	-	0	-	0	-	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0

② 共同生活援助

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	利用者数(人)	23	26	24	26	25	29

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	利用者数(人)	30	32	34

③施設入所支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	利用者数(人)	27	26	27	27	27	27

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	利用者数(人)	27	27	26

(4)相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
計画相談支援	サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。	町民生活課
地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。	町民生活課
地域定着支援	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。	町民生活課

①計画相談支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	実利用者数(人)	35	44	35	55	35	22

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	35	35	35

②地域移行支援・地域定着支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域移行支援	利用者数(人)	1	0	－	1	－	0
地域定着支援	利用者数(人)	1	0	－	0	－	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	実利用者数(人)	1	1	1
地域定着支援	実利用者数(人)	0	0	0

3 障がい児支援の推進

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「鶴田町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

(1)障がい児通所支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	町民生活課
医療型児童発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の他、治療を行います。	町民生活課
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。	町民生活課
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	町民生活課
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	町民生活課

①児童発達支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	利用者数(人)	-	7	-	8	-	5
	利用量(人日/月)	21	32	28	27	35	17

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	3	1	1
	利用量(人日/月)	12	4	4

②医療型児童発達支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療型児童発達支援	利用者数(人)	-	0	-	0	-	0
	利用量(人日/月)	-	0	-	0	-	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

③放課後等デイサービス

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
放課後等デイサービス	利用者数(人)	-	11	-	11	-	14
	利用量(人日/月)	169	158	169	149	169	171

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数(人)	18	20	20
	利用量(人日/月)	234	260	260

④居宅訪問型児童発達支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	-	0	-	0	-	0
	利用量(人日/月)	-	0	-	0	-	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0

⑤保育所等訪問支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
保育所等訪問支援	利用者数(人)	-	2	-	4	-	6
	利用量(人日/月)	-	2	-	5	-	10

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用者数(人)	6	6	6
	利用量(人日/月)	10	10	10

(2)障がい児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	サービス内容	担当課
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。	町民生活課

①障がい児相談支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障がい児相談支援	実利用者数(人)	4	3	4	2	4	5

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	実利用者数(人)	5	5	5

(3) 医療的ケア児支援

【第5期計画の実績】

区分	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度(見込)	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数 (人)	-	0	-	0	-	0

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数 (人)	0	0	0

4 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するものです。

(1)理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	検討	検討	検討

(2)自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3)相談支援事業

①障がい者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4)成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用している、又は利用しようとする知的障がいのある方と精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

なお、必要に応じ、首長申立による支援を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	3	3	3

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0

(6)意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	4	4	4
手話通訳者設置事業	設置数	0	0	0

(7)日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	4	4	4
自立生活支援用具	件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	1	1	1
情報・意志疎通支援用具	件数	2	2	2
排泄管理支援用具	件数	552	552	552
居宅生活動作補助用具	件数	1	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成研修を行います。

また、鶴田町では五所川原市とつがる市と一緒に、地域で暮らす聴覚障がいのある方と手話で日常会話ができるようになることを目標に初級手話講座を実施しています。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	1	1	1

(9)移動支援事業

外出時に支援が必要と認めた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数	4	4	4
	延べ利用時間	220	220	220

(10)地域活動支援センター事業

障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター (自市町村分)	実施箇所数	2	2	2
	人時間／年	40	40	40
地域活動支援センター (他市町村分)	実施箇所数	0	0	0
	人時間／年	0	0	0

(11)福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者の居住の場を確保するとともに、日常生活に関する相談や助言等を行います。

鶴田町では、中泊町を事務局として協定を結び実施しています。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	実利用者数	1	1	1

(12) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣して、入浴介護サービスを提供します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	延べ利用件数	1	1	1

(13) 生活支援事業

障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業	登録者数	1	1	1
	延べ利用時間	87	87	87

(14) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供するなど負担軽減を行います。

【第6期計画の見込】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数	7	8	8
	延べ利用回数	500	550	550

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、圏域内外のさまざまな関係機関等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるように、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。当町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等の連携を図り、取り組んでいきます。

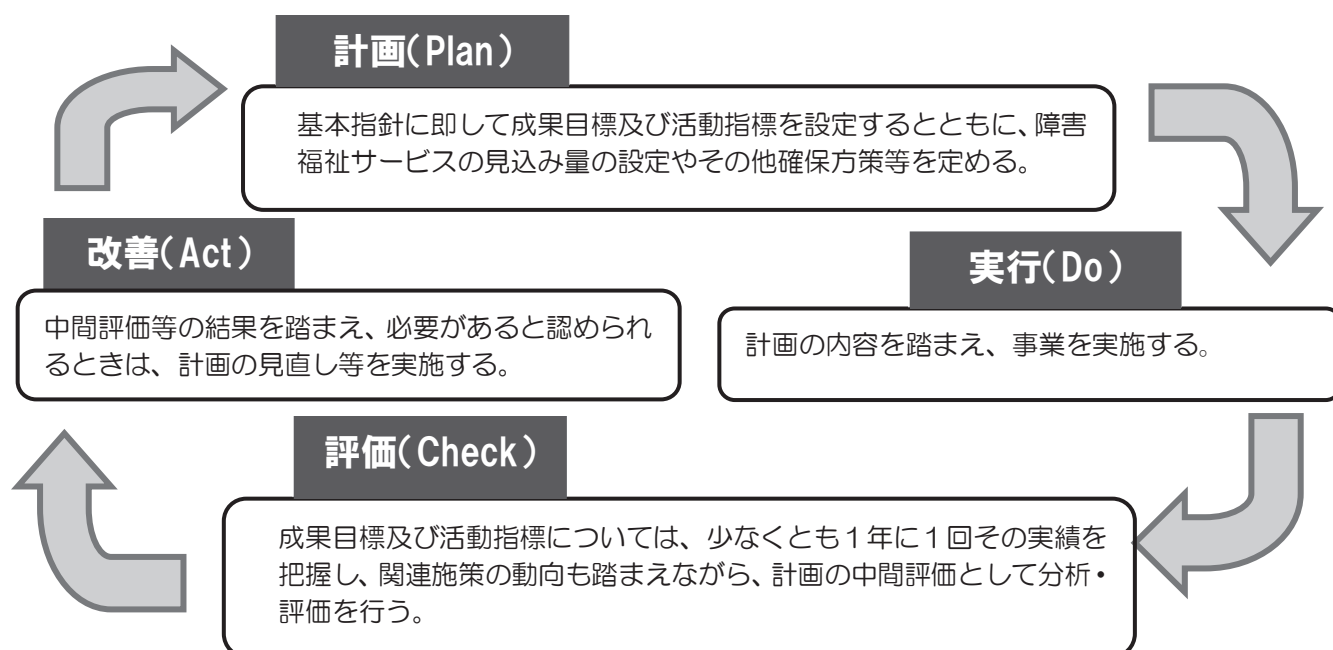
(2) 職員等の資質向上

複雑、多様化している障がい者ニーズに対して、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じて、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理

当町の障害者計画・障害福祉計画策定委員会や、広域連合の自立支援協議会等において、本計画の進行上の問題点の協議および計画期間内の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込み量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき、本計画の円滑な運用を図ります。

【PDCAサイクルのプロセス】



資料編

資 料 編

1 鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく鶴田町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3項の規定に基づく鶴田町障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく鶴田町障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく鶴田町障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を定める鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定め、もって障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るとともに、障害者等のサービス向上及び地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画及び障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び見直しについて審議を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 鶴田町議会教育民生常任委員長
- (2) 鶴田町教育委員会教育委員
- (3) 鶴田町社会福祉協議会事務局長
- (4) 鶴田町社会福祉協議会地域福祉課長
- (5) 鶴田町民生委員児童委員協議会会長
- (6) 鶴田町主任児童委員
- (7) 鶴田町子ども子育て支援協議会会長
- (8) 社会福祉法人共生会施設長代理
- (9) 社会福祉法人共生会地域活動支援センター翔センター長
- (10) 鶴田町身体障害者福祉会会長
- (11) 鶴田町身体・知的障害者相談員
- (12) 関係行政機関の職員
- (13) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、計画期間内とする。

(委員長及び職務代理者)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民生活課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

2 鶴田町地域福祉計画・障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 策定委員会委員名簿

No.	氏 名	所属・役職等	備 考
1	太 田 良 一	鶴田町議会教育民生常任委員長	
2	竹 浪 誠 也	鶴田町教育委員会教育委員	
3	西 村 仁 美	鶴田町社会福祉協議会事務局長	
4	渋谷 夕 子	鶴田町社会福祉協議会地域福祉課長	
5	佐 藤 英 清	鶴田町民生委員児童委員協議会会長	
6	木 村 夢知子	鶴田町主任児童委員	
7	福 澤 紀 子	鶴田町子ども子育て支援協議会会長	
8	須 藤 直 樹	社会福祉法人共生会施設長代理	
9	鶴 谷 充 雪	社会福祉法人共生会地域活動支援センター翔センター長	
10	山 田 豊 実	鶴田町身体障がい者福祉会会長	
11	月 永 進	鶴田町知的障がい者相談員	
12	太 田 勉	鶴田町健康保険課長	

**鶴田町第5次障害者計画及び
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画**

発行日 令和3年3月

発行者 青森県鶴田町

住 所 〒038-3595

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

TEL 0173-22-2111（代） FAX 0173-23-1240